

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月28日
【計算期間】	第9期中(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
【ファンド名】	アモーヴァ オフショア・ファンズ(注1) NBコーポレート・ハイブリッド証券ファン ド (Amova Offshore Funds – NEUB Corporate Hybrid Securities Fund)
【発行者名】	アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド(注2) (Amova AM Global Cayman Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 谷 桂子
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャー チ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309GT (P.O. Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 森下 国彦
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 乙黒 亮祐 同 東 直希 同 野村 賢太郎
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03(6775)1203
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注1) 日興AMオフショア・ファンズは、2025年9月1日付で名称をアモーヴァ オフショア・ファンズに変更しました。以下同じです。

(注2) 日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドは、2025年9月1日付で商号をアモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッドに変更しました。以下同じです。

(注3) 米ドルの円貨換算は、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=148.88円)によります。以下、米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注5) 本書における用語の定義については、本書別紙A「定義」をご参照ください。

## 1【ファンドの運用状況】

アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド(Amova AM Global Cayman Limited)(以下「管理会社」といいます。 )により管理されるアモーヴァ オフショア・ファンズ NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド(以下「ファンド」といいます。 )の運用状況は以下のとおりです。

## (1)【投資状況】

(2025年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	英国	14,415,620.44	26.94
	フランス	12,023,857.29	22.47
	米国	5,965,539.43	11.15
	スペイン	4,124,220.77	7.71
	カナダ	3,706,831.24	6.93
	オランダ	3,663,544.77	6.85
	オーストラリア	2,685,464.11	5.02
	ベルギー	1,724,045.92	3.22
	ドイツ	1,355,430.29	2.53
	イタリア	1,181,924.71	2.21
	デンマーク	964,190.28	1.80
	スウェーデン	620,479.83	1.16
	ポルトガル	109,266.12	0.20
	小計	52,540,415.20	98.19
現金、受取債権およびその他の資産(負債控除後)		966,835.45	1.81
純資産総額		53,507,250.65 (約7,966,159,477円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

## (2) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2024年10月1日から2025年9月末日までの期間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

## 米ドルクラス受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2024年10月末日	31,534,235.87	4,694,817,036	9.86	1,468
11月末日	30,367,813.19	4,521,160,028	9.87	1,469
12月末日	31,229,133.70	4,649,393,425	9.89	1,472
2025年1月末日	31,981,332.32	4,761,380,756	9.92	1,477
2月末日	33,797,487.00	5,031,769,865	9.92	1,477
3月末日	34,087,752.58	5,074,984,604	9.82	1,462
4月末日	33,739,979.18	5,023,208,100	9.82	1,462
5月末日	35,217,403.33	5,243,167,008	9.89	1,472
6月末日	35,655,862.20	5,308,444,764	9.96	1,483
7月末日	35,660,186.28	5,309,088,533	10.05	1,496
8月末日	35,625,266.00	5,303,889,602	10.02	1,492
9月末日	36,160,059.04	5,383,509,590	10.08	1,501

## 円クラス受益証券

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	(円)	(円)
2024年10月末日	2,933,559,177	8,212
11月末日	2,892,644,665	8,189
12月末日	2,840,837,524	8,161
2025年1月末日	2,862,816,398	8,156
2月末日	2,813,799,644	8,135
3月末日	2,776,438,382	8,025
4月末日	2,691,226,738	7,996
5月末日	2,691,653,551	8,024
6月末日	2,648,915,083	8,051
7月末日	2,647,916,813	8,090
8月末日	2,623,763,337	8,045
9月末日	2,561,919,993	8,062

## 【分配の推移】

(1口当たり、税引前)

	米ドルクラス受益証券		円クラス受益証券
	(米ドル)	(円)	(円)
2024年10月	0.03	4	25
11月	0.03	4	25
12月	0.03	4	25
2025年1月	0.03	4	25
2月	0.03	4	25
3月	0.03	4	25
4月	0.03	4	25
5月	0.03	4	25
6月	0.03	4	25
7月	0.03	4	25
8月	0.03	4	25
9月	0.03	4	25
設定来累計	3.00	447	2,500

## 【収益率の推移】

期間	収益率(%) (注1)	
	米ドルクラス受益証券	円クラス受益証券
2024年10月1日から2025年9月末日	5.88	1.38

(注1) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$ 

a = 2025年9月末日の受益証券1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2024年9月末日の受益証券1口当たり純資産価格(分配落の額)

(注2) ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

## 運用実績(米ドルクラス)

2025年9月30日現在

## 純資産価格・純資産総額の推移



純資産価格…………… 10.08米ドル  
純資産総額…………… 36.16百万米ドル

※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。  
※分配金再投資純資産価格は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1口当たり)

2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	直近12ヵ月計	設定来合計
0.03米ドル	0.03米ドル	0.03米ドル	0.03米ドル	0.03米ドル	0.36米ドル	3.00米ドル

## 主要な資産の状況

## &lt;資産別構成比率&gt;

ハイブリッド証券	99.2%
その他資産	0.0%
現金等	0.8%

## &lt;格付別構成比&gt;

A以上	15.3%
BBB	61.4%
BB	22.5%
B以下	0.0%

## &lt;国・地域別組入上位5カ国&gt;

イギリス	27.1%
フランス	22.7%
アメリカ	11.2%
オランダ	8.7%
スペイン	7.9%

## &lt;通貨別組入上位5通貨&gt;

ユーロ	73.1%
米ドル	21.5%
イギリスポンド	5.3%

## &lt;組入上位10銘柄&gt;(組入銘柄数:48銘柄)

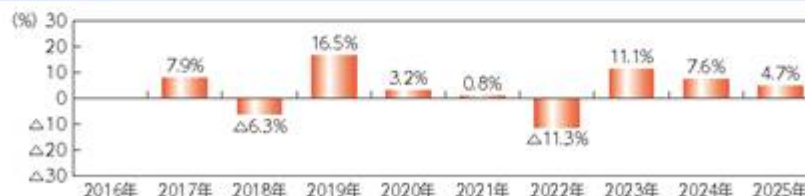
	発行体名	国・地域名	業種名	クーポン	次回コール日	比率
1	ORANGE SA	フランス	通信	5.375%	2030/1/18	6.7%
2	BP CAPITAL MARKETS PLC	イギリス	エネルギー	3.625%	2029/3/22	5.0%
3	SOUTHERN ELECTRIC GENERATING CO	アメリカ	電力	1.875%	2027/6/15	4.9%
4	TOTALENERGIES SE	フランス	エネルギー	1.625%	2027/10/25	4.8%
5	ENGIE SA	フランス	ガス	5.125%	2033/6/14	4.7%
6	IBERDROLA FINANZAS SAU	スペイン	電力	4.247%	2030/8/28	4.6%
7	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	通信	4.125%	2031/3/4	4.3%
8	BRITISH TELECOMMUNICATIONS PLC	イギリス	通信	4.250%	2026/11/23	3.7%
9	ENBRIDGE INC	カナダ	エネルギー	5.500%	2027/7/15	3.4%
10	VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FINANCE NV	オランダ	景気循環消費財	7.500%	2028/9/6	3.1%

※比率は外国投資信託の純資産総額比です。

※格付別構成比は、データ基準日時時点で外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加算平均したものであり、外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※ニューパーカー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCより提供された情報です。有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)[第二部 第15(2) ①投資有価証券の主要銘柄](管理事務代行会社より提供された情報に基づきます。)とは異なる場合があります。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2025年は、2025年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 運用実績(円クラス)

2025年9月30日現在

## 純資産価格・純資産総額の推移



純資産価格……………8,062円  
純資産総額……………25.61億円

※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。  
※分配金再投資純資産価格は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

## 分配の推移(税引前、1口当たり)

2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	直近12ヵ月計	設定来合計
25円	25円	25円	25円	25円	300円	2,500円

## 主要な資産の状況

## &lt;資産別構成比率&gt;

ハイブリッド証券	99.2%
その他資産	0.0%
現金等	0.8%

## &lt;格付別構成比&gt;

A以上	15.3%
BBB	61.4%
BB	22.5%
B以下	0.0%

## &lt;国・地域別組入上位5ヵ国&gt;

イギリス	27.1%
フランス	22.7%
アメリカ	11.2%
オランダ	8.7%
スペイン	7.9%

## &lt;通貨別組入上位5通貨&gt;

ユーロ	73.1%
米ドル	21.5%
イギリスポンド	5.3%

## &lt;組入上位10銘柄&gt;(組入銘柄数:48銘柄)

	発行体名	国・地域名	業種名	クーポン	次回コール日	比率
1	ORANGE SA	フランス	通信	5.375%	2030/1/18	6.7%
2	BP CAPITAL MARKETS PLC	イギリス	エネルギー	3.625%	2029/3/22	5.0%
3	SOUTHERN ELECTRIC GENERATING CO	アメリカ	電力	1.875%	2027/6/15	4.9%
4	TOTALENERGIES SE	フランス	エネルギー	1.625%	2027/10/25	4.8%
5	ENGIE SA	フランス	ガス	5.125%	2033/6/14	4.7%
6	IBERDROLA FINANZAS SAU	スペイン	電力	4.247%	2030/8/28	4.6%
7	VODAFONE GROUP PLC	イギリス	通信	4.125%	2031/3/4	4.3%
8	BRITISH TELECOMMUNICATIONS PLC	イギリス	通信	4.250%	2026/11/23	3.7%
9	ENBRIDGE INC	カナダ	エネルギー	5.500%	2027/7/15	3.4%
10	VOLKSWAGEN INTERNATIONAL FINANCE NV	オランダ	景気循環消費財	7.500%	2028/9/6	3.1%

※比率は外国投資信託の純資産総額比です。

※格付別構成比は、データ基準日時点で外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加算平均したものであり、外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※ニューパーカー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズLLCより提供された情報です。有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)[第二部 第15(2)①投資有価証券の主要銘柄](管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。)とは異なる場合があります。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2025年は、2025年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 2【販売及び買戻しの実績】

2024年10月1日から2025年9月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2025年9月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
米ドルクラス受益証券	933,290 (933,290)	486,843 (486,843)	3,586,665 (3,586,665)
円クラス受益証券	26,844 (26,844)	80,282 (80,282)	317,772 (317,772)

(注)( )の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

### 3【ファンドの経理状況】

- 1．ファンドの日本語の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された原文の財務書類を翻訳したものです。
- 2．ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=148.88円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
- 3．以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

## (1)【資産及び負債の状況】

## NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

## 資産負債計算書(未監査)

2025年8月31日現在

(別途明記されない限り、米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
<b>資産：</b>		
投資有価証券 - 時価 (取得価格 46,491,688米ドル)	52,126,258	7,760,557
現金	68,363	10,178
外貨 - 時価 (取得価格 317,236米ドル)	318,385	47,401
受益証券の発行による未収金	414,314	61,683
未収利息	1,009,178	150,246
為替先渡し契約に係る未実現評価益	252,865	37,647
資産合計	<u>54,189,363</u>	<u>8,067,712</u>
<b>負債：</b>		
買戻済受益証券に係る未払金	374,889	55,813
投資対象の購入に係る未払金	454	68
為替先渡し契約に係る未実現評価損	153,717	22,885
未払販売会社報酬	50,075	7,455
未払保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	36,679	5,461
未払専門家報酬	23,888	3,556
未払管理報酬	23,584	3,511
未払代行協会員報酬	11,948	1,779
その他の未払費用	18,859	2,808
負債合計	<u>694,093</u>	<u>103,337</u>
<b>受益者に帰属する純資産</b>	<u><b>53,495,270</b></u>	<u><b>7,964,376</b></u>
<b>純資産内訳：</b>		
払込済資本	67,493,925	10,048,496
累積純利益および分配金	(13,998,655)	(2,084,120)
受益者に帰属する純資産	<u><b>53,495,270</b></u>	<u><b>7,964,376</b></u>
<b>受益証券1口当たり純資産価格</b>		
(円クラス 2,623,763,337円 ÷ 発行済受益証券 326,141口)	<u>8,045円</u>	
(米ドルクラス 35,625,266米ドル ÷ 発行済受益証券 3,553,648口)	<u>10.02米ドル</u>	<u>1,492円</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

( ) 円貨換算は、1米ドル = 148.88円による。

## NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

## 運用計算書(未監査)

2025年8月31日に終了した期間

(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
<b>投資収益:</b>		
利息(356米ドルの源泉徴収税控除後)	1,871,958	278,697
投資収益合計	<u>1,871,958</u>	<u>278,697</u>
<b>費用:</b>		
管理報酬	175,509	26,130
販売会社報酬	175,509	26,130
保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	77,030	11,468
専門家報酬	24,354	3,626
代行協会員報酬	13,501	2,010
受託会社報酬	7,602	1,132
名義書換事務代行報酬	5,067	754
その他の費用	6,628	987
費用合計	<u>485,200</u>	<u>72,237</u>
<b>純投資収益</b>	<u><b>1,386,758</b></u>	<u><b>206,461</b></u>
<b>実現利益/(損失)および未実現評価益/(評価損)の変動:</b>		
実現利益/(損失)		
投資有価証券	(609,304)	(90,713)
外国為替取引および為替先渡し契約	(3,416,776)	(508,690)
実現純損失	<u>(4,026,080)</u>	<u>(599,403)</u>
未実現評価益/(評価損)の変動		
投資有価証券	4,854,877	722,794
外貨換算および為替先渡し契約	(567,823)	(84,537)
未実現評価益の純変動	<u>4,287,054</u>	<u>638,257</u>
実現純損失および未実現評価益の純変動	<u>260,974</u>	<u>38,854</u>
<b>運用による純資産の純増加</b>	<u><b>1,647,732</b></u>	<u><b>245,314</b></u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

( ) 円貨換算は、1米ドル = 148.88円による。

## NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

## 純資産変動計算書(未監査)

2025年8月31日に終了した期間

(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
下記による純資産の増加(減少)：		
<b>運用：</b>		
純投資収益	1,386,758	206,461
実現純損失	(4,026,080)	(599,403)
未実現評価益の純変動	4,287,054	638,257
運用による純資産の純増加	<u>1,647,732</u>	<u>245,314</u>
<b>受益者への分配：</b>		
円クラス	(344,366)	(51,269)
米ドルクラス	(634,477)	(94,461)
分配金合計	<u>(978,843)</u>	<u>(145,730)</u>
<b>資本取引：</b>		
発行済受益証券		
円クラス(472口)	25,883	3,853
米ドルクラス(307,178口)	3,041,128	452,763
買戻済受益証券		
円クラス(20,222口)	(1,123,920)	(167,329)
米ドルクラス(159,545口)	(1,586,347)	(236,175)
資本取引による純資産の純増加	<u>356,744</u>	<u>53,112</u>
<b>純資産の増加額合計</b>	<u><b>1,025,633</b></u>	<u><b>152,696</b></u>
<b>純資産：</b>		
期首現在	<u>52,469,637</u>	<u>7,811,680</u>
期末現在	<u><u>53,495,270</u></u>	<u><u>7,964,376</u></u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

( ) 円貨換算は、1米ドル = 148.88円による。

**NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド**  
**キャッシュ・フロー計算書(未監査)**  
**2025年8月31日に終了した期間**  
**(米ドルで表示)**

	(米ドル)	(千円)
<b>運用活動によるキャッシュ・フロー：</b>		
運用による純資産の純増加	1,647,732	245,314
<b>運用による純資産の純増加額を運用活動による現金支出(純額)へ調整するための修正：</b>		
投資対象の購入	(4,558,295)	(678,639)
投資対象の売却および満期による手取金	5,078,169	756,038
企業借入債務および短期投資に係る打歩および割引の償却および(増価)(純額)	(657,274)	(97,855)
投資有価証券に係る実現損失	609,304	90,713
投資対象に係る未実現評価益の変動	(4,854,877)	(722,794)
為替先渡し契約に係る未実現評価損の変動	620,316	92,353
<b>運用に関連する資産および負債の変動：</b>		
未収利息の増加	(57,907)	(8,621)
未払代行協会員報酬の増加	576	86
未払保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬の増加	13,078	1,947
未払販売会社報酬の増加	7,478	1,113
未払管理報酬の増加	3,491	520
未払専門家報酬の減少	(19,866)	(2,958)
未払受託会社報酬の減少	(8,577)	(1,277)
その他の未払費用の増加	6,558	976
<b>運用活動による現金支出(純額)</b>	<b>(2,170,094)</b>	<b>(323,084)</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー：</b>		
受益証券の発行による手取金	4,835,212	719,866
受益証券の買戻しに係る支払金	(2,335,378)	(347,691)
受益者に支払われた分配金	(978,843)	(145,730)
<b>財務活動による現金収入(純額)</b>	<b>1,520,991</b>	<b>226,445</b>
<b>現金および外貨の純減少</b>	<b>(649,103)</b>	<b>(96,638)</b>
期首現在現金および外貨	1,035,851	154,217
<b>期末現在現金および外貨</b>	<b>386,748</b>	<b>57,579</b>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

( ) 円貨換算は、1米ドル = 148.88円による。

**NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド**  
**財務ハイライト（未監査）**  
**2025年8月31日に終了した期間**  
**受益証券1口当たりのデータおよび割合（要約）**  
**（別途明記されない限り、米ドルで表示）**

	円クラス 2025年8月31日 に終了した期間	米ドルクラス 2025年8月31日 に終了した期間	
	(円)	(米ドル)	(円)
純資産価格 - 期首現在	8,135	9.92	1,477
純投資収益 <sup>(1)</sup>	209	0.26	39
実現および未実現純利益 / (損失)	(149)	0.02	3
運用による純資産の純増加	60	0.28	42
分配金	(150)	(0.18)	(27)
純資産価格 - 期末現在	8,045	10.02	1,492
トータル・リターン <sup>(2)</sup>	0.76%	2.86%	
割合 / 補足的情報：			
純資産 - 期末現在	2,623,763千円	35,625千米ドル	5,303,850千円
平均純資産に対する費用の割合 <sup>(3)</sup>	1.81%	1.81%	
平均純資産に対する純投資収益の割合 <sup>(3)</sup>	5.16%	5.17%	

(1) 期間中の平均発行済受益証券口数を利用して計算された。

(2) 一年未満の期間については年率換算されていない。

(3) 年率ベースで計算された。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

( ) 円貨換算は、1米ドル = 148.88円による。

## (2)【投資有価証券明細表等】

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド  
投資有価証券明細表(未監査)  
2025年8月31日現在  
(米ドルで表示)

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
<b>債券(97.4%)</b>				
<b>オーストラリア(5.0%)</b>				
<b>社債(5.0%)</b>				
		APA Infrastructure Ltd.		
ユーロ	1,000,000	7.13% due 11/09/83	2.4	1,284,952
		AusNet Services Holdings Pty Ltd.		
ユーロ	1,200,000	1.63% due 03/11/81	2.6	1,382,307
		<b>社債合計</b>		<b>2,667,259</b>
		<b>オーストラリア合計</b>		<b>2,667,259</b>
<b>ベルギー(3.2%)</b>				
<b>社債(3.2%)</b>				
		Elia Group S.A. NV		
ユーロ	1,300,000	5.85% due 03/15/28 <sup>(1)</sup>	3.0	1,596,697
		Syensqo S.A.		
ユーロ	100,000	2.50% due 12/02/25 <sup>(1)</sup>	0.2	116,462
		<b>社債合計</b>		<b>1,713,159</b>
		<b>ベルギー合計</b>		<b>1,713,159</b>
<b>カナダ(6.9%)</b>				
<b>社債(6.9%)</b>				
		Bell Canada		
米ドル	1,000,000	6.88% due 09/15/55	1.9	1,021,166
		Enbridge, Inc.		
米ドル	1,809,000	5.50% due 07/15/77	3.4	1,801,548
米ドル	360,000	6.00% due 01/15/77	0.7	360,986
米ドル	333,000	7.63% due 01/15/83	0.6	355,430
		Rogers Communications, Inc.		
米ドル	149,000	5.25% due 03/15/82	0.3	147,690
		<b>社債合計</b>		<b>3,686,820</b>
		<b>カナダ合計</b>		<b>3,686,820</b>
<b>デンマーク(1.8%)</b>				
<b>社債(1.8%)</b>				
		Orsted AS		
ユーロ	800,000	5.13% due 03/14/24 <sup>(2)</sup>	1.8	952,285
		<b>社債合計</b>		<b>952,285</b>
		<b>デンマーク合計</b>		<b>952,285</b>
<b>フランス(22.2%)</b>				
<b>社債(22.2%)</b>				
		Electricite de France S.A.		
英ポンド	100,000	6.00% due 01/29/26 <sup>(1)</sup>	0.2	134,906
		Engie S.A.		
ユーロ	2,000,000	5.13% due 03/14/33 <sup>(1)</sup>	4.6	2,459,371

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
		Orange S.A.		
ユーロ	2,800,000	5.38% due 01/18/30 <sup>(1)</sup>	6.5	3,486,560
		TotalEnergies SE		
ユーロ	2,269,000	1.63% due 10/25/27 <sup>(1)</sup>	4.8	2,550,593
ユーロ	700,000	2.00% due 06/04/30 <sup>(1)</sup>	1.4	753,114
ユーロ	1,100,000	2.13% due 07/25/32 <sup>(1)</sup>	2.1	1,115,543
ユーロ	450,000	4.12% due 11/19/29 <sup>(1)</sup>	1.0	533,814
		Veolia Environnement S.A.		
ユーロ	700,000	5.99% due 11/22/28 <sup>(1)</sup>	1.6	875,541
		<b>社債合計</b>		<b>11,909,442</b>
		<b>フランス合計</b>		<b>11,909,442</b>
		<b>ドイツ(2.5%)</b>		
		<b>社債(2.5%)</b>		
		Bertelsmann SE & Co. KGaA		
ユーロ	100,000	3.50% due 04/23/75	0.2	117,345
		EnBW Energie Baden-Wuerttemberg AG		
ユーロ	900,000	5.25% due 01/23/84	2.1	1,114,634
		Merck KGaA		
ユーロ	100,000	1.63% due 09/09/80	0.2	115,402
		<b>社債合計</b>		<b>1,347,381</b>
		<b>ドイツ合計</b>		<b>1,347,381</b>
		<b>イタリア(2.2%)</b>		
		<b>社債(2.2%)</b>		
		Enel SpA		
ユーロ	800,000	4.50% due 10/14/32 <sup>(1)</sup>	1.8	938,914
		ENI SpA		
ユーロ	100,000	2.00% due 02/11/27 <sup>(1)</sup>	0.2	114,519
		Terna - Rete Elettrica Nazionale		
ユーロ	100,000	2.38% due 11/09/27 <sup>(1)</sup>	0.2	114,500
		<b>社債合計</b>		<b>1,167,933</b>
		<b>イタリア合計</b>		<b>1,167,933</b>
		<b>オランダ(6.8%)</b>		
		<b>社債(6.8%)</b>		
		Alliander NV		
ユーロ	100,000	4.50% due 03/27/32 <sup>(1)</sup>	0.2	119,723
		Stedin Holding NV		
ユーロ	300,000	1.50% due 12/31/26 <sup>(1)</sup>	0.7	341,063
		Volkswagen International Finance NV		
ユーロ	1,300,000	3.88% due 06/14/27 <sup>(1)</sup>	2.8	1,517,716
ユーロ	1,300,000	7.50% due 09/06/28 <sup>(1)</sup>	3.1	1,659,866
		<b>社債合計</b>		<b>3,638,368</b>
		<b>オランダ合計</b>		<b>3,638,368</b>
		<b>ポルトガル(0.2%)</b>		
		<b>社債(0.2%)</b>		
		EDP S.A.		
ユーロ	100,000	1.88% due 03/14/82	0.2	108,269
		<b>社債合計</b>		<b>108,269</b>
		<b>ポルトガル合計</b>		<b>108,269</b>

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
		<b>スペイン(7.7%)</b>		
		<b>社債(7.7%)</b>		
		Iberdrola Finanzas S.A.		
ユーロ	2,000,000	4.25% due 05/28/30 <sup>(1)</sup>	4.5	2,390,720
ユーロ	1,300,000	4.87% due 01/16/31 <sup>(1)</sup>	3.0	1,601,217
		Redeia Corp. S.A.		
ユーロ	100,000	4.63% due 05/07/28 <sup>(1)</sup>	0.2	120,098
		<b>社債合計</b>		<b>4,112,035</b>
		<b>スペイン合計</b>		<b>4,112,035</b>
		<b>スウェーデン(1.1%)</b>		
		<b>社債(1.1%)</b>		
		Vattenfall AB		
英ポンド	500,000	2.50% due 06/29/83	1.1	619,519
		<b>社債合計</b>		<b>619,519</b>
		<b>スウェーデン合計</b>		<b>619,519</b>
		<b>英国(26.8%)</b>		
		<b>社債(26.8%)</b>		
		BP Capital Markets PLC		
ユーロ	393,000	3.25% due 03/22/26 <sup>(1)</sup>	0.9	460,134
ユーロ	2,276,000	3.63% due 03/22/29 <sup>(1)</sup>	4.9	2,648,536
		British Telecommunications PLC		
米ドル	2,018,000	4.25% due 11/23/81	3.7	1,993,967
英ポンド	600,000	8.38% due 12/20/83	1.6	869,521
		Centrica PLC		
英ポンド	500,000	6.50% due 05/21/55	1.3	690,724
		NGG Finance PLC		
ユーロ	1,002,000	2.13% due 09/05/82	2.1	1,149,251
		SSE PLC		
ユーロ	677,000	3.13% due 04/14/27 <sup>(1)</sup>	1.5	789,183
英ポンド	303,000	3.74% due 01/14/26 <sup>(1)</sup>	0.8	405,674
ユーロ	1,282,000	4.00% due 01/21/28 <sup>(1)</sup>	2.8	1,513,633
		Vodafone Group PLC		
米ドル	2,460,000	4.13% due 06/04/81	4.3	2,277,344
ユーロ	1,200,000	6.50% due 08/30/84	2.9	1,528,756
		<b>社債合計</b>		<b>14,326,723</b>
		<b>英国合計</b>		<b>14,326,723</b>
		<b>米国(11.0%)</b>		
		<b>社債(11.0%)</b>		
		CVS Health Corp.		
米ドル	1,000,000	6.75% due 12/10/54	1.9	1,013,705
		NextEra Energy Capital Holdings, Inc.		
米ドル	1,000,000	6.75% due 06/15/54	2.0	1,056,703
		Sempra		
米ドル	1,200,000	6.40% due 10/01/54	2.2	1,184,565
		Southern Co.		
ユーロ	2,329,000	1.88% due 09/15/81	4.9	2,622,092
		<b>社債合計</b>		<b>5,877,065</b>
		<b>米国合計</b>		<b>5,877,065</b>

通貨	元本金額	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	公正価値
		債券合計(費用 46,491,688米ドル)		52,126,258
		投資有価証券合計(費用 46,491,688米ドル)	97.4	52,126,258
		負債を超える現金およびその他の資産	2.6	1,369,012
		純資産	100.0	53,495,270
				(7,964,375,798円)

(1)永久債券。表示されている満期日は次の償還日を示す。

(2)証券の満期日は、3024年3月14日である。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

( )円貨換算は、1米ドル=148.88円による。

## ファンド・レベルの為替先渡し契約

買付通貨	取引先	想定元本	決済日	売付通貨	想定元本	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純 評価益/ (評価損) (米ドル)
ユーロ	Citibank NA	169,116	2025年10月15日	米ドル	(200,000)	-	(1,513)	(1,513)
ユーロ	Citibank NA	127,883	2025年10月15日	米ドル	(150,000)	93	-	93
ユーロ	Royal Bank of Canada	42,994	2025年10月15日	米ドル	(50,000)	461	-	461
英ポンド	Citibank NA	74,084	2025年10月15日	米ドル	(100,000)	125	-	125
英ポンド	Citibank NA	1,200,000	2025年10月15日	米ドル	(1,615,682)	6,142	-	6,142
米ドル	Goldman Sachs	152,134	2025年10月15日	ユーロ	(131,997)	-	(2,788)	(2,788)
米ドル	Royal Bank of Canada	4,594,438	2025年10月15日	英ポンド	(3,380,053)	26,231	-	26,231
米ドル	State Street Bank And Trust Co.	137,315	2025年10月15日	ユーロ	(116,600)	464	-	464
米ドル	State Street Bank And Trust Co.	223,364	2025年10月15日	ユーロ	(188,251)	2,419	-	2,419
米ドル	State Street Bank And Trust Co.	39,633,019	2025年10月15日	ユーロ	(33,585,107)	215,036	-	215,036
						250,971	(4,301)	246,670

添付の注記は、当財務書類の一部である。

## 円クラス為替先渡し契約

買付通貨	取引先	想定元本	決済日	売付通貨	想定元本	未実現評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純 評価益/ (評価損) (米ドル)
日本円	Citibank NA	7,280,620	2025年10月15日	米ドル	(49,763)	59	-	59
日本円	Royal Bank of Canada	9,936,121	2025年10月15日	米ドル	(69,893)	-	(1,900)	(1,900)
日本円	Royal Bank of Canada	6,724,277	2025年10月15日	米ドル	(44,972)	1,043	-	1,043
日本円	State Street Bank And Trust Co.	10,993,062	2025年10月15日	米ドル	(75,676)	-	(450)	(450)
日本円	Westpac Banking Corporation	2,645,403,438	2025年10月15日	米ドル	(18,247,962)	-	(145,442)	(145,442)
日本円	Westpac Banking Corporation	7,996,201	2025年10月15日	米ドル	(55,075)	-	(357)	(357)
日本円	Westpac Banking Corporation	635,022	2025年10月15日	米ドル	(4,320)	26	-	26
日本円	Westpac Banking Corporation	636,597	2025年10月15日	米ドル	(4,328)	28	-	28
米ドル	Citibank NA	54,295	2025年10月15日	日本円	(7,971,545)	-	(254)	(254)
米ドル	Royal Bank of Canada	55,465	2025年10月15日	日本円	(8,151,552)	-	(316)	(316)
米ドル	UBS AG	68,345	2025年10月15日	日本円	(10,018,671)	-	(213)	(213)
米ドル	Westpac Banking Corporation	68,754	2025年10月15日	日本円	(10,118,076)	-	(484)	(484)
米ドル	Westpac Banking Corporation	1,206	2025年10月15日	日本円	(173,887)	16	-	16
米ドル	Westpac Banking Corporation	56,314	2025年10月15日	日本円	(8,224,628)	33	-	33
米ドル	Westpac Banking Corporation	97,408	2025年10月15日	日本円	(14,133,957)	689	-	689
						1,894	(149,416)	(147,522)

添付の注記は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

## NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド

## 財務書類に対する注記（未監査）

2025年8月31日に終了した期間

## 注1 - 組成

NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、日興AMオフショア・ファンズのシリーズ・トラストであり、ケイマン諸島の法律に準拠し、2016年12月16日付の追補証書（以下「追補証書」といいます。）に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。日興AMオフショア・ファンズは、ケイマン諸島の法律に準拠し、2012年10月15日付のマスター信託証書（以下「マスター信託証書」といいます。）に従って設立されており、ミューチュアル・ファンド法（2021年改正）第4条第1項（a）に基づき、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）から免許を交付されています。ファンドは、2017年2月22日に運用を開始しました。

ファンドの資産は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）により、日次単位で管理されています。管理会社は、投資顧問業務を日興アセットマネジメント株式会社（以下「投資顧問会社」といいます。）に委託しています。投資顧問会社は、投資顧問業務をニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC（以下「副投資顧問会社」といいます。）に委託しています。ファンドの管理事務は、ニューヨーク州の法律に準拠して設立されたリミテッド・パートナーシップであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」および「副管理事務代行会社」といいます。）に委託されています。

ファンドの投資目的は、配当収益および値上がり益により中長期のトータル・リターンを実現することです。ファンドは、非金融会社である発行体により発行され、ムーディーズ、S & Pまたはフィッチから格付が付与された投資適格および投資不適格の双方のハイブリッド証券に主として投資するものとします。ポートフォリオの平均格付は、BBB-またはBaa3以上とします（平均格付の計算にあたっては、各コーポレート・ハイブリッド証券に対する格付のうち、上記格付機関の最も高い格付をもって平均を求めます。）。

コーポレート・ハイブリッド負債証券は、一般に発行体が利息の支払いと引き換えに投資家から金銭を借り入れるための手段を提供する、株式と債券の両方の特徴を兼ね備えた仕組商品です。発行体企業は、自己資本水準の引き上げ、加重平均資本コストの引き下げ、資金調達源の分散化や信用格付の管理をはじめとした様々な理由でハイブリッド証券を利用することがあります。条件の標準化が進んでいますが、各商品に固有の特徴（支払条件、負債比率のような特性、期間、適用利率等）は変更される可能性があります。

ファンドは、政府や政府関係機関が発行する固定金利および変動金利の負債証券（債券を含みます。）にも投資することがあります。

デリバティブ商品は、専ら効率的なポートフォリオ管理および/または投資ならびにヘッジを目的として利用されません。

追補証書およびマスター信託証書の規定に従い、CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（旧称ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」および「管理事務代行会社」といいます。）がファンドの受託会社として任命されています。

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を代行協会員（以下「代行協会員」といいます。）に選任し、同社または管理会社がファンドの販売会社として随時選任するその他の者もしくは機関を日本における受益証券の販売会社（以下「販売会社」といいます。）に選任しました。

## 注2 - 重要な会計方針の概要

ファンドは、財務会計基準審議会（以下「FASB」といいます。）制定の会計基準コーディフィケーション（以下「ASC」といいます。）第946号における財務会計報告に関する指針に従う投資信託会社です。

ファンドの財務書類は、2025年3月1日から2025年8月31日までの期間を反映しています。

**見積りの使用**

当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「米国GAAP」といいます。）に基づいて作成されています。米国GAAPに基づいた財務書類の作成にあたり、ファンドの経営陣は、財務書類の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および負債の開示、ならびに報告対象期間の収益および費用の報告金額に影響を与えるような見積りおよび仮定を行わなければなりません。実績額（公正価値で評価された投資対象の売却により実現した最終的な金額を含みます。）と見積額との間に差異が生じる場合があり、かかる差異は重大なものである可能性があります。

## 会計処理の前提

証券取引および契約に基づく取引は、取引日/契約日ベースで計上されます。受取利息は、適用ある源泉徴収税を控除した実効利回りベースで計上されます。利息費用およびその他の費用は、発生主義により計上されます。証券取引の実現損益は、売却または補償された有価証券の平均取得原価に基づいて計算されます。投資対象の評価額の変動は、運用計算書上、未実現評価益または評価損として計上されます。

## 投資対象の評価

当該債券およびその他の債務証券は、制限付有価証券を含めて（短期債は除きますが、上場株式等は含みます。）公正価値で評価され、公正価値は、その有価証券が通常取引される主たる市場における最終の売買価格（この価格は、価格決定業者（かかる業者を利用することは、投資顧問会社により承認されています。）の提供した評価額に基づくものです。）または売買がまったく行われなかった場合は、その有価証券のマーケット・メーカーであるブローカーが提供した、評価日における買呼値となります。満期日まで12ヶ月未満となったすべての債務証券は、原則として、満期日までの実効利回り累積/償却法により導かれた償却原価に、市場価格との比較に基づく調整を適宜加えた値を用いて、公正価値で評価されます。

米国GAAPに準拠した公正価値の測定および開示に関する当局の指針に従い、ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法よりもインプットを優先させるヒエラルキーにより、投資対象の公正価値を開示します。かかる優先順位においては、同一の資産または負債に係る活発な市場における未調整相場価格に基づく評価額が最も優先され（レベル1測定）、当該評価のために重要かつ観測不能なインプットに基づく評価額は、最も下位の優先度（レベル3測定）となります。上記指針は、以下のとおり3つのレベルの公正価値ヒエラルキーを設定しています。

- ・レベル1 - 同一の投資対象に係る活発な市場であって測定日現在ファンドがアクセス可能なものにおける未調整相場価格を反映するインプット。
- ・レベル2 - 資産または負債に関する直接的または間接的に重要かつ観測可能な、相場価格以外のインプット（活発ではないとみなされる市場におけるインプットを含みます。）。
- ・レベル3 - 重要かつ観測不能なインプット。

様々な評価手法の適用にあたってインプットが使用され、インプットは、市場参加者が評価を決定するにあたり用いる広範な仮定（リスクに関する仮定を含みます。）を前提とします。インプットには価格情報、個別および広範囲の信用情報、流動性に係る統計、ならびにその他の要因が含まれます。ある金融商品の公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、当該公正価値測定において重要なインプットのレベルのうち最も下位のものに基づきます。しかしながら、何をもち「観測可能」とするかの決定に際しては、投資顧問会社による重要な判断が必要です。投資顧問会社は、観測可能なデータとは、容易に入手可能な市場情報であって、定期的に配信または更新され、信頼性がある検証可能であり、専有でなく、関連する市場に活発に関与している独立した情報源により提供されるものとみなします。当該ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、当該金融商品の価格設定の透明性を基礎としており、投資顧問会社の認識する当該商品のリスクには必ずしも対応しません。

評価額が活発な市場の相場価格に基づいており、したがってレベル1に分類される投資対象には、活発に取引されている株式、一定の米国政府債券およびソブリン債、ならびに一定の短期金融証券が含まれます。投資顧問会社は、ファンドが多額のポジションを保有し、売却により相場価格に影響を及ぼす可能性が合理的に存在するような状況であっても、かかる金融商品の相場価格に調整を行わない見込みです。

活発ではないとみなされる市場において取引されるものの、市場相場価格、ディーラーの気配値、または観測可能なインプットにより支えられる代替的な価格形成情報源に基づいて評価される投資対象は、レベル2に分類されます。かかる分類には、投資適格債券、短期投資、および為替先渡し契約が含まれます。レベル2の投資対象には、活発な市場で取引されていないポジションおよび/または譲渡制限の付されたポジションが含まれるため、評価額は、流動性の欠如および/または非譲渡性（これらは通常、入手可能な市場情報に基づくものです。）を反映するよう調整される場合があります。

レベル3に分類される投資対象には、取引頻度の低さが見込まれることから、重要かつ観測不能なインプットが含まれます。レベル3の金融商品には、資産担保証券および不動産抵当担保証券が含まれます。これらの有価証券の観測可能な価格が入手可能ではない場合、ファンドは公正価値を測定するために評価技法を用います。

有価証券の評価に用いられるインプットまたは手法は、必ずしも当該有価証券への投資に伴うリスクを示すものではありません。

以下の表は、2025年8月31日現在の資産負債計算書に計上された金融商品を、内容別および評価ヒエラルキーのレベル別に示したものです。かかる金融商品の詳細な分類については、投資有価証券明細表に表示されています。

## 資産の公正価値

（単位：米ドル）

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2025年8月31日現在)
債券	-	52,126,258	-	52,126,258
為替先渡し契約	-	252,865	-	252,865
合計	-	52,379,123	-	52,379,123

## 負債の公正価値

(単位:米ドル)

	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値 (2025年8月31日現在)
為替先渡し契約	-	(153,717)	-	(153,717)
合計	-	(153,717)	-	(153,717)

2025年8月31日に終了した期間において、レベル3への転入およびレベル3からの転出はありませんでした。ファンドの方針は、レベルを決定し、期間末日現在のすべての移転を評価することです。

## 外貨換算

米ドル(以下「米ドル」または「機能通貨」といいます。)以外の通貨で保有される資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算されます。収益および費用は、当該収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算されます。外国為替取引により生じた実現損益および未実現損益は、当該取引の発生した期間における運用計算書に含まれます。

ファンドでは、投資対象に係る為替レートの変化に起因して生じた実績部分を、保有する有価証券の市場価格の変化により生じた変動と区別しません。かかる変動は、投資対象に係る実現純損益および未実現純損益に含まれます。

## 所得税

ケイマン諸島の現行法上、ファンドに課せられる所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税またはその他の税金は存在しません。ケイマン諸島以外の一定の法域において、ファンドが受け取る配当および利息に対し、外国の源泉徴収税を課せられる場合があります。かかる法域において、ファンドに由来するキャピタル・ゲインは通常、外国の所得税または源泉徴収税を免除されることとなります。ファンドは、いかなる法域においても所得税を課せられることのないように事業を営む意向です。したがって、財務書類上、所得税引当金は設定されたことはありません。受益者は、その個別の事情に応じて、ファンドの課税基準所得の持分相当分に対し、課税されることがあります。

ファンドは、税務ポジションの不確実性に係る会計処理および開示に関する当局の指針(FASB制定のASC第740号)に従います。かかる指針により、管理会社は、ファンドの税務ポジションが、適用ある税務当局の審査の結果、認められる可能性が認められない可能性を上回るかどうか、判断しなければなりません。かかる判断には、当該ポジションの技術的利点に基づき、関連する不服申し立てまたは訴訟手続を決議することも含まれます。認定の最低基準を満たすであろう税務ポジションに関しては、財務書類上に認識される税務ベネフィットは、関連する税務当局との最終的な解決を経て実現される最大ベネフィットの可能性が50%を上回ることにより縮小します。管理会社は、この当局指針に基づく財務書類に対する影響は、ごくわずかまたはゼロであると判断しました。

## 為替先渡し契約

ファンドは、米ドル以外の通貨建ての投資対象の全部もしくは一部に係る為替リスクに対するヘッジまたは効率的なポートフォリオ管理を目的として、為替先渡し契約を締結することがあります。為替先渡し契約を締結する場合、ファンドは、確定金額の外貨を合意済みの価格により合意済みの将来の期日に受け取ることまたは引き渡すことに合意します。

こうした契約では、日々評価が行われ、契約上のファンドの純持分(該当する契約に係る未実現評価益/(評価損))を表し、契約締結日現在の先渡し為替レートと報告日現在の先渡し為替レートとの差により測定されます。)は、資産負債計算書に計上されます。実現損益および未実現損益は、運用計算書に計上されます。

こうした金融商品には、資産負債計算書に認識される金額を超える市場リスクもしくは信用リスクまたはその両方のリスクが伴います。リスクは、カウンターパーティが契約条件を履行できなくなる可能性から生じ、また、通貨の価値、有価証券の評価額および金利の変動から生じます。クラス・レベルのヘッジに加えて、ファンドには当期間中、為替先渡し契約24件(その平均想定元本は7,985,734米ドル、満期日までの平均残存期間は73日間です。)により4,535,097米ドルの実現純損失がありました。また、ファンドには当期間中、円ヘッジ・クラス・レベルで保有される為替先渡し契約19件(その平均想定元本は4,299,191米ドル、満期日までの平均残存期間は76日間です。)により1,027,442米ドルの実現純利

益がありました。クラス・レベルのヘッジのために年間を通じて保有される為替先渡し契約の平均想定元本は、各時点における円クラスの純資産価格とおおむね一致しています。

ファンドの資産は、一または複数の通貨により保有される可能性があります。ファンドは、原則として、各クラスの表示通貨(米ドルクラスは米ドル、円クラスは日本円)と投資先ポートフォリオの資産の通貨との間で為替取引を行います。ただし、円クラスのヘッジは、米ドルを通じて行われる可能性があります。

### 現金および外貨

現金および外貨は、保管会社の保有するすべての通貨ならびにその他の金融機関への翌日物預金および短期預金により構成されます。

### 注3 - 受益証券

ファンドの純資産は、円クラス受益証券および米ドルクラス受益証券に分類されます。受益証券は、円建ておよび米ドル建てです。円クラス受益証券および米ドルクラス受益証券は、以下に該当しない者、法人または主体のような適格投資家によって入手可能です。( )米国の市民もしくは居住者、米国に設立されたもしくは存続するパートナーシップまたは米国の法律に準拠して設立されたもしくは存続する法人、トラストもしくはその他の主体、( )ケイマン諸島に居住するもしくは住所を置く者または主体(慈善信託もしくは団体またはケイマン諸島の特例会社もしくは非居住会社を除きます。)、( )適用法に違反することなく受益証券の申込みもしくは保有を行うことができない者、または( )上記( )から( )に規定される者、法人もしくは主体の保管者、名義人もしくは受託者。円クラスおよび米ドルクラスはともに、ファンド・レベルの投資の損益を比例的に共有します。さらに、円クラスは、ヘッジ目的で円クラス・レベルで保有されるFXフォワードから損益を受け取ります。ファンドの為替ヘッジ戦略の詳細については、注1をご参照ください。

管理会社は、受益者に対する事前の通知または受益者の書面による同意なしに、ファンドの一または複数のクラスの受益証券の発行を決定することができます。

円クラス受益証券および米ドルクラス受益証券に帰属するすべての純資産は、1種類の名義人口座の受益者に保有されます。

（単位：米ドル）

	円クラス	米ドルクラス	ファンド 合計
2025年2月28日現在の残高	18,672,150	33,797,487	52,469,637
期間中の申込み	25,883	3,041,128	3,067,011
期間中の買戻し	(1,123,920)	(1,586,347)	(2,710,267)
分配金	(344,366)	(634,477)	(978,843)
運用による純資産の純増加	640,257	1,007,475	1,647,732
2025年8月31日現在の純資産	17,870,004	35,625,266	53,495,270
2025年2月28日現在の発行済受益証券口数	345,891口	3,406,015口	3,751,906口
期間中に発行された受益証券	472口	307,178口	307,650口
期間中に買い戻された受益証券	(20,222)口	(159,545)口	(179,767)口
2025年8月31日現在の発行済受益証券口数	326,141口	3,553,648口	3,879,789口
2025年8月31日現在の受益証券1口当たり純資産価格	54.79	10.02	

### 受益証券の申込み

米ドルクラス受益証券は、受益証券1口当たり10.00米ドルの当初発行価格で当初発行されました。円クラス受益証券は、受益証券1口当たり10,000円の当初発行価格で当初発行されました。当初払込日以降の申込者1人当たりの米ドルクラス受益証券の最低当初申込口数は、受益証券について10口以上1口単位です。申込者1人当たりの円クラス受益証券の最低当初申込口数は、受益証券について1口以上1口単位です。

管理会社は随時、その単独の裁量により上記記載の最低当初申込口数（金額）および最低追加申込口数（金額）を放棄または変更することができます。

### 申込手数料

申込者は、申込金額に加えて、申込金額の最大3%（適用ある税金を除きます。）の申込手数料を販売会社に支払わなければなりません。

### 受益証券の買戻し

ファンドは、負債と株主資本の区別に関する当局の指針に従って買戻しを認識します。買戻しは、米ドル、日本円または受益証券で表示されるかを問わず、買戻通知で要求される米ドル、日本円および受益証券の額のそれぞれが確定した時点（一般的に要求の性質により通知の受領時または会計年度末日のいずれかにおいて起きる可能性があります。）で負債として認識されます。その結果、期間末以降に支払われた買戻額は、期間末の純資産に基づきますが、2025年8月31日現在に支払われる買戻額として反映されています。2025年8月31日現在において、374,889米ドルの買戻額があり、それは資産負債計算書における買戻済受益証券に係る未払金に含まれています。

### 受益者による受益証券の買戻し

各受益者は、買戻しが管理会社により中断されていない限り、ファンドによる受益証券の買戻しを請求することができます。受益証券は、当該買戻日（2017年2月22日以降の各営業日またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日（以下「評価日」ともいいます。））における受益証券1口当たり純資産価格で毎日買い戻されます。5年を超えて保有する受益証券の買戻しについては、買戻し手数料は課されません。

### 強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンドのクラスの受益証券がかかるファンドにとって適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されており、またはその保有によりトラストもしくはファンドが登録義務を負い、税金を課されもしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断した場合、または受託会社もしくは管理会社が、かかる受益証券の申込みもしくは購入の資金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由を有する場合、または理由の如何にかかわらず（受託会社または管理会社が受益者に理由を開示しないことができます。）受託会社または管理会社がその絶対的な裁量により、関連するクラスの受益者またはファンド全体の受益者の利益を考慮し、適切と考えたと判断した場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その保有者に対して、かかる受益証券を10日以内に売却し、かかる売却の証拠を受託会社および管理会社に提供するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社はかかる受益証券を買い戻すことができます。

### ファンドの終了

終了により、管理会社はファンドのすべての資産を換金し、適切に支払われるべきすべての負債の適切な引当金および終了に関する費用の留保準備金の支払いまたは留保後、受託会社は当該換金の手取金を受益者にファンドの終了日現在のファンドにおける各持分に応じて按分して分配するものとします。

### 受益者に対する分配

管理会社は、その単独の裁量により、分配を宣言することができますが、これが行われるという保証はありません。分配は、各分配基準日に宣言され、各分配落ち日に計算されます。分配期間とは、直前の分配基準日の翌暦日に開始し、分配基準日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。分配金は、関連する分配日に支払われます。ただし、関連する分配期間の関連するクラスの受益証券について宣言されたかかる分配金（もしあれば）は、ファンドの収益、実現/未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する当該クラスの受益証券に帰属する分配可能なファンドの資金から支払われます。

受益者に対する分配の宣言により、受益証券1口当たりのクラス・レベルの純資産価格は、相当する受益者1人当たりのクラス・レベルの受益証券口数に影響を与えることなく下落します。これにより、ファンドに対する受益者の投資全体が減少します。さらに、事業成績に起因するファンドの純資産の純増を超える分配期間中の分配により、分配の一部が資本収益となります。

分配金（もしあれば）の額は、管理会社の単独の裁量により決定され、各（またはいずれかの）分配期間において分配が行われるという表明または保証はなされていません。

### 資本

受益証券1口当たり純資産価格は、各取引日（各評価日またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日）につき、ファンドの資産および負債（ファンドの発生した報酬および費用を含みます。）の差額を発行済受益証券口数で除して、計算されます。

信託証書には、ファンドにおける発行予定の受益証券口数は、管理会社の決定どおりに制限がないものとし、無額面であるものとする旨が定められています。

### 注4 - デリバティブ金融商品

ASC第815-10-50号により、デリバティブ商品およびヘッジ活動について開示がなされなければなりません。それにより、ファンドは、a) 事業体がデリバティブ商品を利用する方法および理由、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように計上されているか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように事業体の財務状態、財務業績およびキャッシュ・フローに影響を与えるかについて開示することが求められています。

ファンドは、各商品の主要なリスク・エクスポージャーを為替リスクとして、主にヘッジ目的で、先渡しデリバティブ商品を取引しています。ファンドが保有する為替先渡し契約は、会計処理上ASC第815号の要件に従い、ヘッジとはみなされません。このようなデリバティブ商品の公正価値は、資産負債計算書に実現利益/（損失）として反映された公正価値の変動とともに計上されるか、またはデリバティブに係る未実現評価益/（評価損）純変動として運用計算書上に計上されます（注2）。

ファンドは、カウンターパーティ・リスクを軽減するためにカウンターパーティと国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約（以下「ISDAマスター契約」といいます。）を締結することができます。ISDAマスター契約は、以後のすべてのデリバティブ取引に関する双務的条件を含み、一般的にファンドおよびそのカウンターパーティで交渉されます。ISDAマスター契約により、信用事由または不履行が起こった場合に、カウンターパーティに対して支払うべき金額またはカウンターパーティから受け取るべき金額すべてをネットिंगして一括でネット決済することができます。

ファンドは、資産負債計算書上、デリバティブ契約の債権および債務の公正価値を相殺しない選択を行いました。

2025年8月31日現在、ファンドは、マスター・ネットング契約（以下「MNA」といいます。）に基づき相殺可能な金額およびファンドから受領した担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ資産取引を行っております。

カウンターパーティ	（単位：米ドル）				
	MNAに服する デリバティブ 資産	相殺可能な デリバティブ	受領した 非現金担保	受領した 現金担保	デリバティブ 資産純額 <sup>(1)</sup>
Citibank NA	6,419	(1,767)	-	-	4,652
Royal Bank of Canada	27,735	(2,216)	-	-	25,519
State Street Bank And Trust Co.	217,919	(450)	-	-	217,469
Westpac Banking Corporation	792	(792)	-	-	-
<b>合計</b>	<b>252,865</b>	<b>(5,225)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>247,640</b>

2025年8月31日現在、ファンドは、MNAに基づき相殺可能な金額およびファンドにより供された担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ負債取引を行っております。

（単位：米ドル）

カウンターパーティ	MNAに服する デリバティブ 負債	相殺可能な デリバティブ	供された 非現金担保	供された 現金担保	デリバティブ 負債純額 <sup>(1)</sup>
Citibank NA	1,767	(1,767)	-	-	-
Goldman Sachs	2,788	-	-	-	2,788
Royal Bank of Canada	2,216	(2,216)	-	-	-
State Street Bank And Trust Co.	450	(450)	-	-	-
UBS AG	213	-	-	-	213
Westpac Banking Corporation	146,283	(792)	-	-	145,491
<b>合計</b>	<b>153,717</b>	<b>(5,225)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>148,492</b>

(1)純額は、債務不履行事由の発生時におけるカウンターパーティによる債権 / 債務純額と同額です。

2025年8月31日現在、ファンドは、以下のデリバティブ取引を行っております。

（単位：米ドル）

ヘッジ商品として 計上されないデリバティブ	資産デリバティブ		負債デリバティブ	
	資産負債計算書 の発生項目	公正価値	資産負債計算書 の発生項目	公正価値
為替先渡し契約 (通貨リスク)	為替先渡し契約 に係る未実現 評価益	252,865	為替先渡し契約 に係る未実現 評価損	(153,717)

2025年8月31日に終了した期間の運用計算書におけるデリバティブ商品の影響額は以下のとおりです。

（単位：米ドル）

ヘッジ商品として 計上されない デリバティブ	デリバティブに係る 利益または（損失）の 発生項目	デリバティブに係る 実現利益または （損失）	デリバティブに係る 未実現評価益または （評価損）の変動
為替先渡し契約 (通貨リスク)	為替先渡し契約 に係る実現純損失、 為替先渡し契約 に係る未実現評価損の変 動	(3,507,655)	(620,316)

**注5 - 管理報酬**

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する合計年率0.65%（管理・投資顧問報酬として年率0.30%および副投資顧問報酬として年率0.35%）の管理報酬を毎月後払いにて受領します。また、管理会社は、ファンドの資産から、マスター信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しも受けます。2025年8月31日に終了した期間において、管理会社は175,509米ドル（2025年8月31日現在、23,584米ドルが未払い）の報酬を得ました。

管理会社は、自身の報酬から投資顧問会社の報酬を支払います。投資顧問会社は、副投資顧問会社および投資顧問会社の受任者または投資顧問会社がファンドに関してその職務を遂行するために任命するその他の関係者の報酬を支払う責任を負います。

**注6 - 保管会社および副管理事務代行会社報酬**

保管会社および副管理事務代行会社は、資産合計および取引額に基づき毎月計算され、支払われる保管報酬を受領します。

保管会社および副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日時点の純資産価格を基に下記の年率で計算される副管理事務代行報酬等（名義書換事務代行報酬を含みます。）を受領します。

0.08%	2.5億米ドル以下の部分
0.07%	2.5億米ドル超5億米ドル以下の部分
0.06%	5億米ドル超の部分

上記の純資産価格を基にした報酬に加えて、取引額に応じて変動する取引ベースの報酬があります。

当該副管理事務代行報酬等は、年間最低報酬を80,000米ドルとし、毎月後払いされます。さらに、保管会社および副管理事務代行会社は、通常の保管報酬および取引手数料も受領します。保管会社および副管理事務代行会社が支払った実費については全額ファンドの負担となります。2025年8月31日に終了した期間において、保管会社および副管理事務代行会社は77,030米ドル（2025年8月31日現在、36,679米ドルが未払い）の報酬を得ました。

**注7 - 受託会社報酬**

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.015%の合計報酬（ただし、年間最低報酬を15,000米ドルとします。）を各半期に後払いにて受領します。2025年8月31日に終了した期間において、受託会社は7,602米ドル（2025年8月31日現在、未払いはありません。）の報酬を得ました。

**注8 - 代行協会員報酬**

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.05%の報酬を各四半期に後払いにて受領します。2025年8月31日に終了した期間において、代行協会員は13,501米ドル（2025年8月31日現在、11,948米ドルが未払い）の報酬を得ました。

**注9 - 販売会社報酬**

販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し、各評価日時点で計算される純資産価格に対する年率0.65%の報酬を各四半期に後払いにて受領します。2025年8月31日に終了した期間において、販売会社は175,509米ドル（2025年8月31日現在、50,075米ドルが未払い）の報酬を得ました。

**注10 - その他の報酬および経費**

管理事務代行会社はFATCA/CRSのコンプライアンス業務として年1,500米ドルを受領します。

**注11 - 財務リスクマネジメント**

ファンドの活動は、市場リスク（価格リスク、金利リスクおよび為替リスクを含みます。）、信用リスクおよび流動性リスクといった多様な財務リスクにさらされています。

**市場リスク**

すべての投資には、元本が減少するリスクがあります。投資顧問会社は、有価証券およびその他の金融商品の慎重な選択により、かかるリスクを緩和させます。

ファンドの投資管理プロセスは、注1に記載されています。ファンドが、中長期での値上がり益および収益の実現という目的を達成することができるかどうかは、主に、社債への投資の結果にかかっています。ファンドのすべての市場ポジションは、ファンドの投資顧問会社によって日々監視されています。

ファンドの投資の価値は、多数の要因（より幅広い経済の変化、金融市場および通貨市場、外国為替レート、金利の動向ならびに債券発行者の信用格付を含みますが、これらに限られません。）の影響を受けます。

ファンドは、その資産負債計算書に反映される金額を上回る市場リスクを様々な程度で有する為替先渡し契約を締結することがあります。かかる契約の契約金額は、これらの金融商品へのファンドの投資の度合いを表します。これらの金融商品の基礎となる外国為替レートの変動によっては、かかる契約に関連する市場リスクが生じることがあります。

その他の市場リスクおよび信用リスクには、かかる契約の市場が非流動的である可能性、かかる契約の価値の変動が原通貨の価値の変動と直接関連しない可能性、または先渡し契約の相手方が、当該契約の条件に従った義務の履行を怠る可能性が含まれます。ファンドの、未決済の為替先渡し契約の相手方の不履行に起因して損失を負うエクスポージャーは、かかる金融商品に内在する未実現評価益に限定されており、これは、資産負債計算書に計上されています。

### 金利リスク

金利の変動に対するファンドのエクスポージャーは、主に、ファンドによる債券契約への投資に関連します。金利の変動はまた、ファンドが短期で売買したデリバティブ商品の評価額および価格決定にも影響を与えます。投資顧問会社は、継続的に、ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーおよびファンドの全体的な金利感応度を定期的に監視します。

### 信用リスク

信用リスクは、相手方または債券発行者が、ファンドに対する条件に従った義務の履行を怠った場合に、ファンドが負う可能性のある損失を表します。市場で取引される契約の場合、取引所が個別の取引の相手方として行為するため、個別のポジションの相手方との間の受渡しのリスクを負います。ファンドの経営陣は、未決済のデリバティブ契約に関連する信用リスクがファンドの財政状態に重大な悪影響を与えとは考えていません。

米国破産法および1970年証券投資家保護法の両方が、機関の破綻、支払不能または清算時の顧客の保護を定めています。ファンドの資産を保管する機関が破綻した場合に、一定期間資産を使用できないか、その資産を最終的に全額回復することができないか、またはその両方により、ファンドが損失を被ることがないという確証はありません。ファンドのすべての現金が一つの機関で保管されているため、かかる損失は、重大なものになり、また、ファンドの投資目的を実現する能力を著しく損なう可能性があります。ファンドは、かかる機関が未払金を返済する義務を履行できない可能性がある限り、信用リスクを負います。

### 流動性リスク

投資家は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落することもあることにご注意ください。ファンドへの投資は一定のリスクを伴います。また、ファンドの投資目的が実現するという保証はありません。

ファンドは、日々、その受益証券の買戻しを求められる可能性があります。経営陣は、事業運営に必要な当面のおよび予測できる資金ならびに、必要な場合、買戻しに充てるためおよびより小規模な金額での取引を適切に反映する市場ポジションを実現するための流動性を十分に有していると信じています。ファンドがその義務を履行する能力を確実に有するよう、経営陣はかかる持高を継続的に監視しています。

2025年8月31日現在、ファンドの実質的にすべての投資は、店頭取引市場において取引されました。

### 為替リスク

ファンドは、その機能通貨および表示通貨である米ドル建てで、投資を保有します。しかしながら、ファンドは、円クラスに帰属するファンドの純資産の価値である日本円のヘッジを行う予定です。その結果、ファンドは、円建ての円クラスの純資産のヘッジに使用した為替先渡し契約に関する利益または損失が発生し、かかる利益または損失は、円クラスに全額割り当てられます。かかる日本円のヘッジによる利益または損失の全額は、財務ハイライトに記載のトータル・リターンに反映され、運用計算書の実現および未実現利益/損失に計上されています。ファンドの為替ヘッジ戦略の詳細については、注1をご参照ください。投資顧問会社は、ファンドの通貨エクスポージャーを日々監視しています。

### 注12 - 契約義務および偶発債務

通常業務において、受託会社はファンドに代わって、様々な表明保証を含む契約を締結することができ、それらは一般補償を規定しています。一般補償は、かかる表明保証が真実でないという範囲において適用されるだけでなく、ファンドの管理事務代行会社、監査役または投資顧問会社といったファンドについて実施されたサービスに関する第三者からの要求についても補償され得ます。かかる取決めに基づく受託会社の最大のエクスポージャーについては、受託者に対してなされる未だ発生していない将来の要求の範囲においてのみエクスポージャーが発生することから、把握することができません。しかしながら、経験に基づき、受託会社は、損失リスクの隔離を図っています。

## 注13 - 後発事象

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社はアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に商号を変更、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドはアモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッドに商号を変更、日興AMオフショア・ファンズはアモーヴァ オフショア・ファンズに名称を変更しました。商号変更による持分関係への影響はなく、引き続き三井住友トラストグループの完全子会社であり、世界中の投資家の投資目標の達成に貢献します。

経営陣は、2025年10月20日(財務書類の発表日)までの後発事象のレビューを行いました。

2025年9月1日から2025年10月20日までの期間において、円クラス受益証券について4,269米ドルの申込みがあり、501,665米ドルの買戻しがありました。また、円クラス受益証券について106,874米ドルの分配がありました。

2025年9月1日から2025年10月20日までの期間において、米ドルクラス受益証券について802,798米ドルの申込みがあり、598,500米ドルの買戻しがありました。また、米ドルクラス受益証券について214,705米ドルの分配がありました。

その他ファンドに関して報告する重要な事項はありません。

## 4【管理会社の概況】

## (1)【資本金の額】

2025年9月末日現在の資本金の額は、480,000米ドル（約7,146万円）で、発行済株式数は、1株1米ドル（148.88円）の普通株式480,000株です。管理会社の授権株式資本金は、1株1米ドル（148.88円）の普通株式1,000,000株から成る1,000,000米ドル（約1億4,888万円）です。

管理会社は、2003年9月26日付で、普通株式30,000株をもって設立され、2007年7月30日付で普通株式450,000株が追加発行されました。

## (2)【事業の内容及び営業の状況】

## i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。

管理会社は、2025年9月末日現在、23本の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額の概算は約3,475百万米ドル（約5,174億円）です。

(2025年9月末日現在)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	管理投資信託財産の本数	純資産額の合計（通貨別）
ケイマン諸島	オープン・エンド型投資信託	12	209,511,374,098円
		11	2,057,221,075米ドル

## ) 管理会社としての役割

管理会社は、CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（注）（以下「受託会社」といいます。）および管理会社の間で締結された2012年10月15日付のマスター信託証書（以下「マスター信託証書」といいます。）に基づき、ファンドの投資運用および資産の再投資について責任を負います。管理会社は、ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）の意味および目的における、アモーヴァ オフショア・ファンズ（以下「トラスト」といいます。）および各シリーズ・トラストの「インベストメント・アドバイザー」です。

（注）ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、2024年8月13日付で商号をCIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドに変更しました。以下同じです。

管理会社は、権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有し、適用法令で認められる範囲内で、すべての受任者または再受任者の行為について責任を負いません。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、関連するシリーズ・トラストの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（マスター信託証書およびその2016年12月16日付の追補証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）シリーズ・トラストの管理会社として被る可能性のある訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、当該シリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の故意の不履行、悪意、詐欺または重大な過失による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。疑義を避けるために付言すれば、管理会社は、他のファンドに関連して発生した債務について、ファンドの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、マスター信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはシリーズ・トラストを代理して、トラストまたは当該シリーズ・トラストのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する90暦日以上前の書面による通知により辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理者の任命後のみ効力を生じるものとします。

管理会社は、マスター信託証書により付与された委託権限に従い、管理事務代行業務の一部および保管業務の一部を副管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーに委託しています。

## (3)【その他】

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 5【管理会社の経理の概況】

- 1．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に基づき作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- 2．管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるケーピーエムジー エルエルピーの監査を受けております。なお、ケーピーエムジー エルエルピーは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
- 3．日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年9月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=148.88円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

## 日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの社員宛の独立監査人の報告書

## 監査意見

我々は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」という。）の包括利益計算書、貸借対照表、株主資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、および注記2に記載される会計方針を含む関連する注記から構成される、2025年3月31日に終了した年度の法定外財務書類について監査を行った。法定外財務書類は、注記1に記載される理由により作成されている。

我々の意見では、当法定外財務書類は、

- ・当社の2025年3月31日現在の状態、ならびに同日に終了した年度の当社の利益について、真実かつ公正な概観を表示しており、
- ・英国で採用された国際会計基準に準拠して適正に作成されている。

## 意見の根拠

我々は、国際監査基準（英国）（以下「ISA (UK)」という。）および2025年3月18日付の監査契約書の条件に準拠して監査を実施した。我々の責任については、以下に記載されている。我々は、FRCの倫理基準を含む英国の倫理上の要件に基づき倫理上の責任を果たしており、かかる要件に準拠して、当社から独立した立場にある。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の充分かつ適切な根拠であると確信する。

## 継続性

取締役は、当社の清算または業務の停止を行う意図はなく、また、当社の財務状態が、これが現実的であることを意味していると判断したため、継続会計基準に準拠して法定外財務書類を作成した。取締役はまた、法定外財務書類の承認日から少なくとも1年のあいだ（以下「継続可能期間」という。）に、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる重大な不確実性が存在しないと判断した。

我々は、取締役の判断に対する評価において、当社のビジネスモデルに付随するリスクを検討し、それらのリスクが当社の金融資産または継続可能期間における継続性にどのように影響する可能性があるかを解析した。

この作業に基づく我々の結論は以下のとおりである。

- ・我々は、法定外財務書類の作成において、取締役による継続会計基準の採用が妥当であると判断している。
- ・我々は、継続可能期間に、当社の継続性に個別にまたは全体として、重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性を識別しておらず、かかる不確実性は存在しないという取締役の評価に同意する。

しかしながら、我々が将来のすべての事象または状況を予測することは不可能であり、かつ、後発事象が、判断された当時は妥当であった判断と矛盾する結果となる可能性があるため、上記の結論は、当社が運営を継続することを保証するものではない。

## 不正および法令違反 - 発見能力

## 不正による重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

不正による重大な虚偽記載のリスク（以下「不正リスク」という。）を識別するため、我々は、不正を行う動機もしくは圧力を示唆する事象もしくは状況、または不正を行う機会を提供する事象もしくは状況を評価した。我々のリスク評価手続には、以下が含まれる。

- ・不正を防止および発見するための当社の高度な方針および手続ならびに実際の不正、その疑いまたはその申立について認識しているかどうかについて、取締役に照会し、方針文書を閲覧した。
- ・取締役会議事録を通読した。

我々は、識別された不正リスクを監査チーム全体に通知し、監査中も不正の兆候に注意を払い続けた。

我々は、監査基準に要求されるとおり、また、統制環境に関する我々の全体的な知識を考慮して、経営陣が統制を無効化するリスク、特に経営陣が不適切な会計処理を行う立場にある可能性があるリスクに対応するための手続を実施する。我々は、この監査では収益の計算が公平かつ明確であり、操作の機会が限られているため、収益の認識に関する不正リスクはないと確信する。

我々はいかなる追加の不正リスクも識別しなかった。

我々はまた、リスク基準に基づいて分析すべき仕訳を識別し、識別された仕訳を関係書類と比較するなどの手続を実施した。これには決算後のすべての仕訳が含まれていた。

### 法令違反に関する重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

我々は、一般的な商業経験および産業経験、（監査基準に要求される）取締役およびその他の経営陣との議論ならびに当社の法規対応の査察から、財務書類に重大な影響を及ぼすと合理的に予想される法令の分野を識別し、法令の順守に関する方針および手続を取締役およびその他の経営陣と議論した。

我々は、識別された法令をチーム全体に通知し、監査中も違反の兆候に注意を払い続けた。

これらの法令が財務書類に与える影響は、多様である。

第一に、当社は、財務報告に関する法律（関連会社法を含む。）など、財務書類に直接影響する法令の適用を受けており、関連する財務書類項目の手続の一環として、これらの法令の順守状況を評価した。

第二に、当社は、その他の多くの法令の適用を受けており、違反の結果、罰金または訴訟を課せられたり、業務権限を失うことなどにより、財務書類の金額または開示に重大な影響を及ぼす可能性がある。我々は、かかる影響を及ぼす可能性が最も高い分野として、当社の活動の財務上の性質を認識する会社法の特定の側面およびその法的形態を識別した。

監査基準は、これらの法令違反を識別するために要求される監査手続を、取締役およびその他の経営陣の照会ならびに法規対応の査察（もしあれば）に制限する。したがって、業務規則違反が我々に開示されていない場合、または関連する対応から明らかではない場合、監査によりかかる違反は発見されない。

### 不正または法令違反を発見するための監査能力の状況

監査固有の制限により、監査基準に準拠して適正に監査を計画および実施したにもかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載を発見できない可能性があるという不可避なリスクが存在する。例えば、法令違反が財務書類に反映された事象および取引から離れれば離れるほど、監査基準により要求される固有の限られた手続でそれが識別される可能性は低くなる。

さらに、あらゆる監査と同様に、共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示または内部統制の無効化を含む可能性があるため、不正を発見できないリスクが依然として高い。我々の監査手続は、重大な虚偽記載を発見するために策定されている。我々は、違反または不正を防止する責任を負わず、すべての法令違反を発見することは期待できない。

### その他の情報

取締役は、取締役報告書から構成されるその他の情報について責任を負っている。法定外財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって、我々は監査意見を表明せず、いかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の情報を通読し、その過程において、我々の法定外財務書類監査に基づき、当該情報に重大な虚偽記載がないか、または法定外財務書類もしくは我々の監査知識と矛盾しないかを考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の情報においていかなる重大な虚偽記載も識別していない。

### 取締役の責任

英文財務書類5頁（訳注：原文の頁）の取締役の責任に関する報告書に詳述されるとおり、取締役は、真実かつ公正な概観を表示することを目的とした法定外財務書類の作成、不正または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない法定外財務書類の作成を行うために取締役が必要と決定する内部統制、当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、継続性に関する事項の開示、および取締役が当社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続会計基準の採用に関して責任を負う。

### 監査人の責任

我々の目的は、不正または過失の如何にかかわらず、法定外財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査人の報告書において監査意見を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISA (UK)に準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は不正または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、法定外財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

我々の責任に関する完全な内容については、FRCのウェブサイト（[www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities](http://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities)）で説明されている。

### 我々の監査の目的および我々が責任を有する当事者

我々の報告書は、契約の条件に準拠して、当社のためにのみ作成されている。我々の報告書は、我々の書面による事前承認を得ずにそのすべて（当社自身の内部使用目的を除く。）または一部を複写、参照または開示しないことを条件に、当社に対して提出されたものである。

我々の報告書は、当社の当時の必要性により決定された当社の合意による要件を満たすよう作成された。したがって、我々の報告書は、いかなる目的のため、また、いかなる文脈においても、我々に対する権利の取得を望む当社以外の者が使用また

は依拠できるものとみなされてはならない。当社を除き、我々の報告書またはその写しを入手し、我々の報告書(またはその一部)に依拠することを選択したいかなる者も、自己のリスク負担においてこれを行う。ケーピーエムジー エルエルピーは、法律が認める最大限の範囲において、当社以外のいかなる者に対しても、我々の報告書に関して一切の責任を負わない。

カーラ・キャシディ(上級法定監査人)  
ケーピーエムジー エルエルピーを代表して  
公認会計士  
ロンドン、E14 5GL  
カナダ・スクエア15

2025年7月11日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of Nikko AM Global Cayman Limited ( " the Company " ) for the year ended 31 March 2025 which comprise the statement of Comprehensive Income, Statement of Financial Position, Statement of Changes in Equity, Cash Flow Statement and related notes, including the accounting policies in note 2. The non-statutory financial statements have been prepared for the reasons set out in note 1.

In our opinion the non-statutory financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company ' s affairs as at 31 March 2025 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with UK-adopted international accounting standards.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) ( " ISAs (UK) " ) and the terms of our engagement letter dated 18 March 2025. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the Company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Going concern

The directors have prepared the non-statutory financial statements on the going concern basis as they do not intend to liquidate the Company or to cease its operations, and as they have concluded that the Company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over its ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory financial statements ( " the going concern period " ).

In our evaluation of the directors ' conclusions, we considered the inherent risks to the Company ' s business model and analysed how those risks might affect the Company ' s financial resources or ability to continue operations over the going concern period.

Our conclusions based on this work:

- we consider that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the non-statutory financial statements is appropriate; and
- we have not identified and concur with the directors' assessment that there is not, a material uncertainty related to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for the going concern period.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the above conclusions are not a guarantee that the Company will continue in operation.

Fraud and breaches of laws and regulations – ability to detect

*Identifying and responding to risks of material misstatement due to fraud*

To identify risks of material misstatement due to fraud (“fraud risks”) we assessed events or conditions that could indicate an incentive or pressure to commit fraud or provide an opportunity to commit fraud. Our risk assessment procedures included:

- enquiring of directors and inspection of policy documentation as to the Company’s high-level policies and procedures to prevent and detect fraud, as well as whether they have knowledge of any actual, suspected or alleged fraud; and
- reading Board meeting minutes.

We communicated identified fraud risks throughout the audit team and remained alert to any indications of fraud throughout the audit.

As required by auditing standards, and taking into account our overall knowledge of the control environment, we perform procedures to address the risk of management override of controls, in particular the risk that management may be in a position to make inappropriate accounting entries. On this audit we do not believe there is a fraud risk related to revenue recognition because the calculation of the revenue is non-judgmental and straightforward, with limited opportunity for manipulation.

We did not identify any additional fraud risks.

We also performed procedures including identifying journal entries to test based on risk criteria and comparing the identified entries to supporting documentation. These included all post-closing journals.

*Identifying and responding to risks of material misstatement related to non-compliance with laws and regulations*

We identified areas of laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general commercial and sector experience, and through discussion with the directors and other management (as required by auditing standards), and from inspection of the Company’s regulatory and legal correspondence and discussed with the directors and other management the policies and procedures regarding compliance with laws and regulations.

We communicated identified laws and regulations throughout our team and remained alert to any indications of non-compliance throughout the audit.

The potential effect of these laws and regulations on the financial statements varies considerably.

Firstly, the Company is subject to laws and regulations that directly affect the financial statements including financial reporting legislation (including related companies legislation), and we assessed the extent of compliance with these laws and regulations as part of our procedures on the related financial statement items.

Secondly, the Company is subject to many other laws and regulations where the consequences of non-compliance could have a material effect on amounts or disclosures in the financial statements, for instance through the imposition of fines or litigation or the loss of the Company’s authority to operate. We identified the following areas as those most likely to have such an effect: certain aspects of company legislation recognising the financial nature of the Company’s activities and its legal form.

Auditing standards limit the required audit procedures to identify non-compliance with these laws and regulations to enquiry of the directors and other management and inspection of regulatory and legal correspondence, if any. Therefore, if a breach of operational regulations is not disclosed to us or evident from relevant correspondence, an audit will not detect that breach.

*Context of the ability of the audit to detect fraud or breaches of law or regulation*

Owing to the inherent limitations of an audit, there is an unavoidable risk that we may not have detected some material misstatements in the financial statements, even though we have properly planned and performed our audit in accordance with auditing standards. For example, the further removed noncompliance with laws and regulations is from the events and transactions reflected in the financial statements, the less likely the inherently limited procedures required by auditing standards would identify it.

In addition, as with any audit, there remained a higher risk of non-detection of fraud, as these may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal controls. Our audit procedures are designed to detect material misstatement. We are not responsible for preventing noncompliance or fraud and cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations.

*Other information*

The directors are responsible for the other information, which comprises the Directors Report. Our opinion on the non-statutory financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our non-statutory financial statements audit work, the information therein is materially misstated or inconsistent with the non-statutory financial statements or our audit knowledge. Based solely on that work, we have not identified material misstatements in the other information.

*Directors' responsibilities*

As explained more fully in their statement set out on page 5, the directors are responsible for: the preparation of the non-statutory financial statements, which are intended by them to give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

*Auditor's responsibilities*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at [www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities](http://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities).

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

Carla Cassidy (Senior Statutory Auditor)

for and on behalf of KPMG LLP

*Chartered Accountants*

15 Canada Square

London E14 5GL

11 July 2025

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

## 日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの社員宛の独立監査人の報告書

## 監査意見

我々は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」という。）の包括利益計算書、貸借対照表、株主資本変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、および注記2に記載される会計方針を含む関連する注記から構成される、2024年3月31日に終了した年度の法定外財務書類について監査を行った。法定外財務書類は、注記1に記載される理由により作成されている。

我々の意見では、当法定外財務書類は、

- ・当社の2024年3月31日現在の状態、ならびに同日に終了した年度の当社の利益について、真実かつ公正な概観を表示しており、
- ・英国で採用された国際会計基準に準拠して適正に作成されている。

## 意見の根拠

我々は、国際監査基準（英国）（以下「ISA (UK)」という。）および2024年4月12日付の監査契約書の条件に準拠して監査を実施した。我々の責任については、以下に記載されている。我々は、FRCの倫理基準を含む英国の倫理上の要件に基づき倫理上の責任を果たしており、かかる要件に準拠して、当社から独立した立場にある。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の充分かつ適切な根拠であると確信する。

## 継続性

取締役は、当社の清算または業務の停止を行う意図はなく、また、当社の財務状態が、これが現実的であることを意味していると判断したため、継続会計基準に準拠して法定外財務書類を作成した。取締役はまた、法定外財務書類の承認日から少なくとも1年のあいだ（以下「継続可能期間」という。）に、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる重大な不確実性が存在しないと判断した。

我々は、取締役の判断に対する評価において、当社のビジネスモデルに付随するリスクを検討し、それらのリスクが当社の金融資産または継続可能期間における継続性にどのように影響する可能性があるかを解析した。

この作業に基づく我々の結論は以下のとおりである。

- ・我々は、法定外財務書類の作成において、取締役による継続会計基準の採用が妥当であると判断している。
- ・我々は、継続可能期間に、当社の継続性に個別にまたは全体として、重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性を識別しておらず、かかる不確実性は存在しないという取締役の評価に同意する。

しかしながら、我々が将来のすべての事象または状況を予測することは不可能であり、かつ、後発事象が、判断された当時は妥当であった判断と矛盾する結果となる可能性があるため、上記の結論は、当社が運営を継続することを保証するものではない。

## 不正および法令違反 - 発見能力

## 不正による重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

不正による重大な虚偽記載のリスク（以下「不正リスク」という。）を識別するため、我々は、不正を行う動機もしくは圧力を示唆する事象もしくは状況、または不正を行う機会を提供する事象もしくは状況を評価した。我々のリスク評価手続には、以下が含まれる。

- ・不正を防止および発見するための当社の高度な方針および手続ならびに実際の不正、その疑いまたはその申立について認識しているかどうかについて、取締役に照会し、方針文書を閲覧した。
- ・取締役会議事録を通読した。

我々は、識別された不正リスクを監査チーム全体に通知し、監査中も不正の兆候に注意を払い続けた。

我々は、監査基準に要求されるとおり、また、統制環境に関する我々の全体的な知識を考慮して、経営陣が統制を無効化するリスク、特に経営陣が不適切な会計処理を行う立場にある可能性があるリスクに対応するための手続を実施する。我々は、この監査では収益の計算が公平かつ明確であり、操作の機会が限られているため、収益の認識に関する不正リスクはないと確信する。

我々はいかなる追加の不正リスクも識別しなかった。

我々はまた、リスク基準に基づいて分析するべき仕訳を識別し、識別された仕訳を関係書類と比較するなどの手続を実施した。これには決算後のすべての仕訳が含まれていた。

### 法令違反による重大な虚偽記載のリスクの識別および対応

我々は、一般的な商業経験および産業経験、（監査基準に要求される）取締役およびその他の経営陣との議論ならびに当社の法規対応の査察から、財務書類に重大な影響を及ぼすと合理的に予想される法令の分野を識別し、法令の順守に関する方針および手続を取締役およびその他の経営陣と議論した。

我々は、識別された法令をチーム全体に通知し、監査中も違反の兆候に注意を払い続けた。

これらの法令が財務書類に与える影響は、多様である。

第一に、当社は、財務報告に関する法律（関連会社法を含む。）など、財務書類に直接影響する法令の適用を受けており、関連する財務書類項目の手続の一環として、これらの法令の順守状況を評価した。

第二に、当社は、その他の多くの法令の適用を受けており、違反の結果、罰金または訴訟を課せられたり、業務権限を失うことなどにより、財務書類の金額または開示に重大な影響を及ぼす可能性がある。我々は、かかる影響を及ぼす可能性が最も高い分野として、当社の活動の財務上の性質を認識する会社法の特定の側面およびその法的形態を識別した。

監査基準は、これらの法令違反を識別するために要求される監査手続を、取締役およびその他の経営陣の照会ならびに法規対応の査察（もしあれば）に制限する。したがって、業務規則違反が我々に開示されていない場合、または関連する対応から明らかではない場合、監査によりかかる違反は発見されない。

### 不正または法令違反を発見するための監査能力の状況

監査固有の制限により、監査基準に準拠して適正に監査を計画および実施したにもかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載を発見できない可能性があるという不可避なリスクが存在する。例えば、法令違反が財務書類に反映された事象および取引から離れれば離れるほど、監査基準により要求される固有の限られた手続でそれが識別される可能性は低くなる。

さらに、あらゆる監査と同様に、共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示または内部統制の無効化を含む可能性があるため、不正を発見できないリスクが依然として高い。我々の監査手続は、重大な虚偽記載を発見するために策定されている。我々は、違反または不正を防止する責任を負わず、すべての法令違反を発見することは期待できない。

### その他の情報

取締役は、取締役報告書から構成されるその他の情報について責任を負っている。法定外財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって、我々は監査意見を表明せず、いかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の情報を通読し、その過程において、我々の法定外財務書類監査に基づき、当該情報に重大な虚偽記載がないか、または法定外財務書類もしくは我々の監査知識と矛盾しないかを考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の情報においていかなる重大な虚偽記載も識別していない。

### 取締役の責任

英文財務書類5頁（訳注：原文の頁）の取締役の責任に関する報告書に詳述されるとおり、取締役は、真実かつ公正な概観を表示することを目的とした法定外財務書類の作成、不正または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない法定外財務書類の作成を行うために取締役が必要と決定する内部統制、当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、継続性に関する事項の開示、および取締役が当社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続会計基準の採用に関して責任を負う。

### 監査人の責任

我々の目的は、不正または過失の如何にかかわらず、法定外財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査人の報告書において監査意見を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISA (UK)に準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は不正または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、法定外財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

我々の責任に関する完全な内容については、FRCのウェブサイト（[www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities](http://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities)）で説明されている。

### 我々の監査の目的および我々が責任を有する当事者

我々の報告書は、契約の条件に準拠して、当社のためにのみ作成されている。我々の報告書は、我々の書面による事前承認を得ずにそのすべて（当社自身の内部使用目的を除く。）または一部を複写、参照または開示しないことを条件に、当社に対して提出されたものである。

我々の報告書は、当社の当時の必要性により決定された当社の合意による要件を満たすよう作成された。したがって、我々の報告書は、いかなる目的のため、また、いかなる文脈においても、我々に対する権利の取得を望む当社以外の者が使用また

は依拠できるものとみなされてはならない。当社を除き、我々の報告書またはその写しを入手し、我々の報告書(またはその一部)に依拠することを選択したいかなる者も、自己のリスク負担においてこれを行う。ケーピーエムジー エルエルピーは、法律が認める最大限の範囲において、当社以外のいかなる者に対しても、我々の報告書に関して一切の責任を負わない。

ケーピーエムジー エルエルピー  
公認会計士

ロンドン、E14 5GL

カナダ・スクエア15

2024年7月16日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED

Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of Nikko AM Global Cayman Limited ( " the Company " ) for the year ended 31 March 2024 which comprise the statement of Comprehensive Income, Statement of Financial Position, Statement of Changes in Equity, Cash Flow Statement and related notes, including the accounting policies in note 2. The non-statutory financial statements have been prepared for the reasons set out in note 1.

In our opinion the non-statutory financial statements:

- give a true and fair view of the state of the Company ' s affairs as at 31 March 2024 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with UK-adopted international accounting standards.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) ( " ISAs (UK) " ) and the terms of our engagement letter dated 12 April 2024. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the Company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Going concern

The directors have prepared the non-statutory financial statements on the going concern basis as they do not intend to liquidate the Company or to cease its operations, and as they have concluded that the Company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over its ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory financial statements ( " the going concern period " ).

In our evaluation of the directors ' conclusions, we considered the inherent risks to the Company ' s business model and analysed how those risks might affect the Company ' s financial resources or ability to continue operations over the going concern period.

Our conclusions based on this work:

- we consider that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the non-statutory financial statements is appropriate; and
- we have not identified and concur with the directors' assessment that there is not, a material uncertainty related to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for the going concern period.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the above conclusions are not a guarantee that the Company will continue in operation.

Fraud and breaches of laws and regulations – ability to detect

*Identifying and responding to risks of material misstatement due to fraud*

To identify risks of material misstatement due to fraud (“fraud risks”) we assessed events or conditions that could indicate an incentive or pressure to commit fraud or provide an opportunity to commit fraud. Our risk assessment procedures included:

- enquiring of directors and inspection of policy documentation as to the Company’s high-level policies and procedures to prevent and detect fraud, as well as whether they have knowledge of any actual, suspected or alleged fraud; and
- reading Board meeting minutes.

We communicated identified fraud risks throughout the audit team and remained alert to any indications of fraud throughout the audit.

As required by auditing standards, and taking into account our overall knowledge of the control environment, we perform procedures to address the risk of management override of controls, in particular the risk that management may be in a position to make inappropriate accounting entries. On this audit we do not believe there is a fraud risk related to revenue recognition because the calculation of the revenue is non-judgmental and straightforward, with limited opportunity for manipulation.

We did not identify any additional fraud risks.

We also performed procedures including identifying journal entries to test based on risk criteria and comparing the identified entries to supporting documentation. These included all post-closing journals.

*Identifying and responding to risks of material misstatement due to non-compliance with laws and Regulations*

We identified areas of laws and regulations that could reasonably be expected to have a material effect on the financial statements from our general commercial and sector experience, and through discussion with the directors and other management (as required by auditing standards), and from inspection of the Company’s regulatory and legal correspondence and discussed with the directors and other management the policies and procedures regarding compliance with laws and regulations.

We communicated identified laws and regulations throughout our team and remained alert to any indications of non-compliance throughout the audit.

The potential effect of these laws and regulations on the financial statements varies considerably.

Firstly, the Company is subject to laws and regulations that directly affect the financial statements including financial reporting legislation (including related companies legislation), and we assessed the extent of compliance with these laws and regulations as part of our procedures on the related financial statement items.

Secondly, the Company is subject to many other laws and regulations where the consequences of non-compliance could have a material effect on amounts or disclosures in the financial statements, for instance through the imposition of fines or litigation or the loss of the Company’s authority to operate. We identified the following areas as those most likely to have such an effect: certain aspects of company legislation recognising the financial nature of the Company’s activities and its legal form.

Auditing standards limit the required audit procedures to identify non-compliance with these laws and regulations to enquiry of the directors and other management and inspection of regulatory and legal correspondence, if any. Therefore, if a breach of operational regulations is not disclosed to us or evident from relevant correspondence, an audit will not detect that breach.

*Context of the ability of the audit to detect fraud or breaches of law or regulation*

Owing to the inherent limitations of an audit, there is an unavoidable risk that we may not have detected some material misstatements in the financial statements, even though we have properly planned and performed our audit in accordance with auditing standards. For example, the further removed noncompliance with laws and regulations is from the events and transactions reflected in the financial statements, the less likely the inherently limited procedures required by auditing standards would identify it.

In addition, as with any audit, there remained a higher risk of non-detection of fraud, as these may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal controls. Our audit procedures are designed to detect material misstatement. We are not responsible for preventing noncompliance or fraud and cannot be expected to detect non-compliance with all laws and regulations.

*Other information*

The directors are responsible for the other information, which comprises the Directors Report. Our opinion on the non-statutory financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our non-statutory financial statements audit work, the information therein is materially misstated or inconsistent with the non-statutory financial statements or our audit knowledge. Based solely on that work, we have not identified material misstatements in the other information.

*Directors' responsibilities*

As explained more fully in their statement set out on page 5, the directors are responsible for: the preparation of the non-statutory financial statements, which are intended by them to give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

*Auditor's responsibilities*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at [www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities](http://www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities).

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

KPMG LLP  
*Chartered Accountants*  
15 Canada Square  
London E14 5GL

16 July 2024

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

## (1)【資産及び負債の状況】

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド  
貸借対照表  
2025年3月31日現在

	注記	2025年		2024年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>資産</b>					
<b>流動資産</b>					
現金および現金同等物		5,294,366	788,225	4,561,628	679,135
債権	7	1,646,749	245,168	1,834,018	273,049
<b>流動資産合計</b>		<b>6,941,115</b>	<b>1,033,393</b>	<b>6,395,646</b>	<b>952,184</b>
<b>負債および株主資本</b>					
<b>流動負債</b>					
債務	8	1,497,979	223,019	1,655,120	246,414
<b>流動負債合計</b>		<b>1,497,979</b>	<b>223,019</b>	<b>1,655,120</b>	<b>246,414</b>
<b>株主資本</b>					
<b>管理会社の株主に帰属する資本金および準備金</b>					
株式資本		480,000	71,462	480,000	71,462
利益剰余金		4,963,136	738,912	4,260,526	634,307
<b>株主資本合計</b>		<b>5,443,136</b>	<b>810,374</b>	<b>4,740,526</b>	<b>705,770</b>
<b>負債および株主資本の合計</b>		<b>6,941,115</b>	<b>1,033,393</b>	<b>6,395,646</b>	<b>952,184</b>

添付の注1から注11は当財務書類の一部です。

10頁から22頁(訳注:原文のページ)の当財務書類は、取締役会により承認されており、取締役会を代表してD・クルーズ氏により公表を許可され、署名されています。

\_\_\_\_\_  
D・クルーズ

取締役

2025年7月11日

企業登録番号: 129332

( )円貨換算は、1米ドル=148.88円によります。

## 日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

## 包括利益計算書

2025年3月31日に終了した年度

	注記	2025年		2024年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益	3	12,773,881	1,901,775	12,998,608	1,935,233
管理費用		(11,819,837)	(1,759,737)	(12,015,683)	(1,788,895)
営業利益		<u>954,044</u>	<u>142,038</u>	<u>982,925</u>	<u>146,338</u>
その他費用	5	<u>(17,231)</u>	<u>(2,565)</u>	<u>(104,049)</u>	<u>(15,491)</u>
税引前利益		<u>936,813</u>	<u>139,473</u>	<u>878,876</u>	<u>130,847</u>
所得税	6	(234,203)	(34,868)	(219,719)	(32,712)
税引後利益		<u>702,610</u>	<u>104,605</u>	<u>659,157</u>	<u>98,135</u>
その他当期包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		<u>702,610</u>	<u>104,605</u>	<u>659,157</u>	<u>98,135</u>

当社の事業はすべて継続事業に分類されています。

添付の注1から注11は当財務書類の一部です。

( ) 円貨換算は、1米ドル = 148.88円によります。

## 日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

## 株主資本変動計算書

2025年3月31日に終了した年度

	注記		株式資本		利益剰余金		合計	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
2023年4月1日付残高	480,000	71,462	10,351,369	1,541,112	10,831,369	1,612,574		
当期包括利益合計	-	-	659,157	98,135	659,157	98,135		
支払配当金	-	-	(6,750,000)	(1,004,940)	(6,750,000)	(1,004,940)		
2024年3月31日付残高	480,000	71,462	4,260,526	634,307	4,740,526	705,770		
当期包括利益合計	-	-	702,610	104,605	702,610	104,605		
2025年3月31日付残高	480,000	71,462	4,963,136	738,912	5,443,136	810,374		

添付の注1から注11は当財務書類の一部です。

( ) 円貨換算は、1米ドル=148.88円によります。

## 日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

## キャッシュ・フロー計算書

2025年3月31日に終了した年度

	注記	2025年		2024年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>					
税引後利益		702,610	104,605	659,157	98,135
調整項目:					
為替差損純額	5	16,998	2,531	98,264	14,630
税金費用	6	234,203	34,868	219,719	32,712
利息費用	5	233	35	5,785	861
<b>運転資本変動前営業キャッシュ・フロー</b>		<b>954,044</b>	<b>142,038</b>	<b>982,925</b>	<b>146,338</b>
<b>営業資産および営業負債の変動</b>					
債権の減少		187,269	27,881	58,583	8,722
債務の(減少)/増加		(171,626)	(25,552)	9,320	1,388
関連会社への支払純額 - グループ税控除		(219,719)	(32,712)	(27,715)	(4,126)
支払利息		(233)	(35)	(1,179)	(176)
<b>営業活動による現金収入純額</b>		<b>749,735</b>	<b>111,621</b>	<b>1,021,934</b>	<b>152,146</b>
<b>財務活動</b>					
株主への支払配当金		-	-	(6,750,000)	(1,004,940)
<b>財務活動による現金純額</b>		<b>-</b>	<b>-</b>	<b>(6,750,000)</b>	<b>(1,004,940)</b>
<b>現金および現金同等物における純増加/(減少)額</b>		<b>749,735</b>	<b>111,621</b>	<b>(5,728,066)</b>	<b>(852,794)</b>
現金および現金同等物の期首残高		4,561,628	679,135	10,387,958	1,546,559
保有現金に係る為替レート変動の影響		(16,998)	(2,531)	(98,264)	(14,630)
<b>現金および現金同等物の期末残高</b>		<b>5,294,365</b>	<b>788,225</b>	<b>4,561,628</b>	<b>679,135</b>

添付の注1から注11は当財務書類の一部です。

( ) 円貨換算は、1米ドル=148.88円によります。

## 日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

## 財務書類に対する注記

2025年3月31日に終了した年度

## 注1 - 一般事項

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」といいます。）はケイマン諸島で設立され、ケイマン諸島に所在します。登録上の所在地は、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス私書箱309GTです。当年度中の当社の主要な活動は、第三者および他のグループのメンバーに対して投資助言および投資運用サービスを提供することです。当財務書類は、当社が外国会社規則の第3章の要件を継続的に遵守することを確保するために作成されています。

## 注2 - 重要な会計方針の概要

採用される主要な会計方針は下記のとおりです。

**作成の基礎**

当社の財務書類は、英国で採用された国際会計基準（以下「IFRS」といいます。）に従い作成されています。以下に記載される会計方針は、本財務書類に表示されたすべての期間について一貫して適用されています。

当社は利益を上げていること、当社は2025年3月31日現在において5,294,366米ドルの現金準備金を含み、（収益でカバーされるサブ・アドバイザー報酬を除いた後の）比較的低コストのベースをカバーするのに十分な強固で流動性の高い貸借対照表を有していることから、取締役は、当財務書類を作成するにあたり、継続会計基準を採用しています。取締役は、当財務書類の作成日付から少なくとも12ヶ月のあいだ、流動性準備金および低コストのベースと合わせて、当社がその債務を履行するのに十分は準備金を有していることを示す利益予想を作成しています。

上記に基づき、取締役は、当社が当財務書類の日付から少なくとも12ヶ月のあいだ業務を継続するための十分な資産を有していると合理的に予想しており、したがって、取締役は当財務書類を作成するにあたり、継続会計基準の採用を続けています。

**新たな会計基準**

取締役は、当年度において、新たな会計基準が当社に重要な影響を及ぼしたとは考えていません。

今後の会計基準の見直しに従い、取締役は財務書類への予想される影響を評価し、これが最小限であると判断しました。

**評価の方法**

財務書類は、取得原価主義に基づいて作成されます。

**見積りおよび仮定**

財務書類を作成するにあたり、取締役は、貸借対照表の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに当年度の収益および費用の報告金額に影響を与えるような見積りおよび仮定を行わなければなりません。見積りの性質上、見積額と実績額との間に差異が生じる場合があります。仮定および見積りは、過去の実績および将来における成長を見込んだ予想を含むその他の要因に基づき行われ、継続的に見直されます。2025年3月31日現在および2024年3月31日現在、重要な見積りまたは仮定は存在しません。

**収益**

営業収益には、投資管理報酬、投資顧問報酬および運用報酬が含まれます。営業収益は、通常の業務において提供したサービスについて受領する対価（割引、トレイル報酬、付加価値税およびその他売上税の控除後）の公正価値で測定されます。

投資管理報酬および投資顧問報酬ならびに付随する報酬は、関連するサービスが提供された時点で随時認識されます。投資管理報酬および投資顧問報酬は、運用資産に対する比率で計算されます。運用報酬は、投資対象が満期を迎え、当該報酬が回収可能となった期間において確定する時点で計上されます。

## 管理費用

管理費用は、関連するサービスが提供される期間にわたって計上されます。

## 当期所得税および繰延所得税

当期の損益に対する税金は、当期税金および繰延税金から構成されます。税金は、資本に認識されることとなる直接資本に認識される項目に関連する場合を除き、包括利益計算書において認識されます。

当期税金とは、貸借対照表の日付現在において制定または実質的に制定されている税率を用いた、当期の課税所得または課税損失に対する予想未払税金または未収税金、および過年度に関する未払税金の調整をいいます。

当社は、他のグループ事業体の損失について生じた当期税金控除を当社の税金費用に充当することができます。

繰延税金とは、貸借対照表における資産および負債の帳簿価額と課税利益の計算に使用される課税標準額との差額について支払われるべきまたは回収可能であると予想される税金をいいます。繰延税金は、貸借対照表の負債法を用いて計上されます。繰延税金負債は、通常、すべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税利益が得られる可能性が高い範囲において認識されます。

## 外貨

当社の機能通貨および表示通貨は、米ドル(\$)です。

米ドル以外の通貨での取引は、当該取引日の実勢為替レートで計上されます。各貸借対照表の日付において外貨建ての貨幣性資産は、貸借対照表の日付現在の実勢為替レートで再換算されます。公正価値で計上される外貨建ての非貨幣性資産および非貨幣性負債は、公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算されます。再換算により生じる為替差損益は、該当期間における純損益に含まれます。ただし、公正価値の変動が直接資本に認識される非貨幣性資産および非貨幣性負債から生じる為替差額は除きます。

## 金融商品

当社の金融商品は、現金および現金同等物、売掛金およびその他の債権ならびに買掛金およびその他の債務により構成されます。これらはIFRS第9号の金融商品に従って分類され、測定されます。

### （ ）現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預金および手元現金により構成されます。金融商品は、短期の現金コミットメントを達成するために保有されており、価値の変動についてわずかなリスクにさらされています。現金は、残高の規模に応じて市場金利で利息を得ます。金融収益は、未払元本を参照し、かつ適用利率により、現金および現金同等物を時間ベースで計上しています。

### （ ）売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権には、管理報酬、アドバイザー報酬および運用報酬の未収額ならびに顧客および他者からの未収額が含まれます。すべての売掛金およびその他の債権は、要求に応じてまたは1年以内に回収されます。これらは、貸借対照表上、償却原価から回収不能見込額に係る適切な引当金を控除して計上されます。グループ事業から支払われるべき額は、無担保かつ無利息であり、返済期限も定められていません。

### （ ）買掛金およびその他の債務

買掛金およびその他の債務には、当初より償却原価で計上された投資管理報酬、投資顧問報酬および運用報酬の未払額ならびにベンダーおよび他者に対する未払額が含まれます。すべての買掛金およびその他の債務は、締結された契約上の取り決めの内容に従い分類されます。これらは、要求に応じてまたは1年以内に支払われるものとし、貸借対照表上、原価で計上されます。グループ事業に対し支払われるべき額は、無担保かつ無利息であり、返済期限も定められていません。

### （ ）金融資産の減損

当社は、償却原価で測定される金融資産について見込まれる信用損失を評価します。債務不履行に陥る可能性が高いか、可能性があるかどうかを判断するために考慮される要素には、支払が支払期限を過ぎているかどうか（およびその期間の長さ）、顧客/カウンターパーティの信用力の低下が見受けられること、または顧客/カウンターパーティの信用力に悪影響を及ぼす可能性があるその他の問題が含まれます。

信用力に悪影響を及ぼす問題が見受けられない金融資産の場合、予想信用損失は、12ヶ月間連続で発生すると予想される損失に基づき計算されます。取締役は、当社の金融資産(すなわち、銀行預金)の特性上、信用リスクは極めて低いと考えています。

契約上の支払が30日を超えて延滞している金融資産の場合、デフォルトポジションでは信用リスクの増大が想定されます。しかしながら、デフォルトポジションを示す従来の基準は実体がなく、2025年3月31日現在、延滞しているとみなされる受取報酬は存在しませんでした。

### 注3 - 顧客との契約から生じる収益

すべての収益は、投資助言および投資運用サービスの提供に関連しており、ケイマン諸島において発生しています。

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
投資管理報酬および投資顧問報酬	12,666,479	12,773,098
運用報酬	107,402	225,510
<b>合計</b>	<b>12,773,881</b>	<b>12,998,608</b>

### 注4 - 監査報酬

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
当社の財務書類の監査のために当社の監査人に対して支払われる報酬	45,772	44,961
<b>合計</b>	<b>45,772</b>	<b>44,961</b>

### 注5 - その他費用

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
為替差損純額	16,998	98,264
利息費用	233	5,785
<b>合計</b>	<b>17,231</b>	<b>104,049</b>

### 注6 - 税金

2025年3月31日に終了した年度および2024年3月31日に終了した年度の収益に対する税金は以下のとおりです。

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
<b>当期税金</b>		
英国法人税25%(2024年:25%)	(234,203)	(219,719)
<b>当期所得税費用合計</b>	<b>(234,203)</b>	<b>(219,719)</b>
<b>所得税費用合計</b>	<b>(234,203)</b>	<b>(219,719)</b>

法定実効税率による税金費用と、2025年3月31日に終了した年度および2024年3月31日に終了した年度の継続事業に反映された収益に対する税金との調整は以下のとおりです。

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
<b>税金調整</b>		
税引前利益	936,813	878,876
英国法人税の標準税率25%（2024年：25%）を乗じた利益	(234,203)	(219,719)
<b>所得税費用合計</b>	<b>(234,203)</b>	<b>(219,719)</b>
<b>当期実効税率</b>	<b>25.0%</b>	<b>25.0%</b>

当社は、当社の当期税金費用を相殺するために、日興グループの他の事業体からの当期税金控除を使用します。グループ税控除に関連する関連会社への支払額は、貸借対照表（注8）において、未払金として計上されています。

#### 注7 - 債権

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
未収金	1,560,608	1,710,268
関連会社からの未収金	-	52,370
未収収益および前払費用	86,141	71,380
<b>合計</b>	<b>1,646,749</b>	<b>1,834,018</b>

#### 注8 - 債務

	2025年	2024年
	(米ドル)	(米ドル)
未払費用および繰延収益	221,928	214,067
未払金	202,510	230,168
関連会社への未払金	839,338	991,166
関連会社への未払金 - グループ税控除	234,203	219,719
<b>合計</b>	<b>1,497,979</b>	<b>1,655,120</b>

#### 注9 - 財務リスク要因

当社の金融資産および金融負債に関連する主要なリスクを以下に記載しています。

##### 信用リスク

信用リスクは、主に、当社が分割払いによる商品もしくはサービスの提供を行う取引または余剰現金の投資もしくは預入を行う取引に関連するカウンターパーティの債務の不履行による財務上の損失リスクと定義されます。取締役は、当社の売掛債権の債務者は運用下にあるグループ・ファンドであり、したがってこれらのファンドとの契約により管理報酬および運用報酬が規定されているため、当社が信用リスクに著しくさらされているとは考えていません。これらの資産を受け取ることができないという残存リスクを軽減するために、取締役は、当社の延滞債権の分析を、合意されたサービス水準契約と対比させて監視することにより管理報酬および運用報酬の支払に関連する契約の条件が遵守されることを確保します。

当社は、適切な信用履歴のある顧客と取引を行うという方針を採用しています。その他の金融資産においては、当社は、高い信用格付を有する金融機関およびその他のカウンターパーティと取引を行うという方針を採用しています。2025年3月31日現在および2024年3月31日現在、延滞しているおよび/または減損している金融資産はありません。売掛金は、少なくとも四半期ごとに回収期限が到来し、通常それぞれの期限から30日以内に決済されます。貸借対照表の日付現在、支払期限を過ぎた売掛金ははありません。

さらに、銀行預金については、当社は合意した条件に基づき承認されたカウンターパーティに対してのみ資金を預け入れます。

## 市場リスク

市場リスク（またはシステミック・リスク）は、単に景気の変動または市場の大部分に影響を及ぼすその他の事象により、その価値が変動することがある資産または負債全体の種類によく見られるリスクと定義されます。取締役は、当社が管理する資産はファンドの保有者によりこれらの保有者の利益のために別個の複数の法人組織を通じて保有されているため、当社が重要な市場リスクにさらされているとは考えていません。

## 通貨リスク

通貨リスクは、当社の機能通貨以外の通貨建ての資産および負債の価値が、外国為替レートの変動により変動するリスクと定義されます。当社は、様々な通貨建ての現金残高および未収手数料から発生する通貨リスクにさらされています。

他の通貨建ての現金残高、債務および未収手数料から発生する当社の通貨リスクに対するエクスポージャーは、合計432,578米ドル（2024年：700,040米ドル）です。2025年3月31日現在、米ドルに対してこれらの通貨が10%高く/安くなっていたと仮定すると、エクスポージャーは、合計で43千米ドル（2024年：64千米ドル）低くなり、43千米ドル（2024年：78千米ドル）高くなります。

## 流動性リスクおよびソルベンシー・リスク

流動性リスクは、当社が金融債務を期限到来時に履行できないリスクと定義されます。取締役の当該リスクの管理に対する取組みは、当社が債務の期限到来時に、通常およびストレス下の両方の状態において十分な流動性を有していることを確保することです。

## キャピタル・マネジメント

当社の資本ポジションは、適正であることを確保するために継続的に監視されています。外部により課せられる自己資本規制はありません。

### 注10 - 関連当事者との取引

当社および関連当事者との取引は以下のとおりです。

2025年3月31日に終了した年度	営業費用(a)	2025年3月31日 現在の債務(b)	2025年3月31日 現在の債権(c)
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	793,638	59,016	-
日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド	5,075,949	489,301	-
日興アセットマネジメント株式会社	2,302,911	241,397	-
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	624,356	49,624	-
日興アセットマネジメント ホンコン リミテッド	11,448	-	-
ハイウォーター・リミテッド	105,235	-	-
<b>合計</b>	<b>8,913,537</b>	<b>839,338</b>	<b>-</b>

2024年3月31日に終了した年度	営業費用(a)	2024年3月31日 現在の債務(b)	2024年3月31日 現在の債権(c)
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	1,086,979	84,395	-
日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド	4,907,366	409,093	-
日興アセットマネジメント株式会社	2,308,193	439,668	-
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	705,026	56,062	52,370
日興アセットマネジメント ホンコン リミテッド	26,078	1,948	-
ハイウォーター・リミテッド	107,407	-	-
<b>合計</b>	<b>9,141,049</b>	<b>991,166</b>	<b>52,370</b>

- (a) 関係当事者(ハイウォーター・リミテッドを除く)に支払われた営業費用は、投資運用契約に基づき支払われるものまたは同等物であり、ファンド運用サービスのためのものです。ハイウォーター・リミテッドに支払われた営業費用は、ハイウォーター・リミテッドが当社に提供した取締役、会社総務役およびその他のサービスに関連するものです。
- (b) 上記の表の残高は営業費用に関連し、無担保であり現金で決済されます。いかなる保証の付与もなく、また受領もしていません。関連当事者が負担する金額について、貸倒懸念債権に係る引当金の設定はなされていません。
- (c) 支払われるべき金額は無担保であり、現金で決済されます。いかなる保証の付与もなく、また受領もしていません。
- (d) グループ税控除に関する日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドへの未払金は上記の表の残高に含まれませんが、貸借対照表(注8)には計上されています。

取締役は当社の主要な経営陣です。2025年3月31日に終了した年度の取締役の報酬は、79,835米ドル(2024年:79,609米ドル)でした。

日興アセットマネジメント株式会社は当社の中間親会社です。日興アセットマネジメント アメリカズ・インク、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド、日興アセットマネジメント アジア リミテッドおよび日興アセットマネジメント ホンコン リミテッドは当社の兄弟会社です。ハイウォーター・リミテッドは、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの取締役である個人によって管理されています。

#### 注11 - 最終的な持株会社

当社の直接の親会社は、英国にある日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッドです。当社は、日本における最終的な親会社である三井住友トラストグループ株式会社の子会社です。

当社の業績が連結される最大のグループは、日本国東京都千代田区丸の内1丁目1番2号所在の三井住友トラストグループ株式会社が率いています。このグループの連結財務書類は、<https://www.smtg.jp/en/>において一般に公開されています。

[次へ](#)

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED**  
**STATEMENT OF FINANCIAL POSITION**  
**AS AT 31 MARCH 2025**

	Note	2025 USD	2024 USD
<b>Assets</b>			
<b>Current Assets</b>			
Cash and cash equivalents		5,294,366	4,561,628
Debtors	7	<u>1,646,749</u>	<u>1,834,018</u>
<b>Total Current Assets</b>		<u><b>6,941,115</b></u>	<u><b>6,395,646</b></u>
<b>Liabilities and Equity</b>			
<b>Current Liabilities</b>			
Creditors	8	<u>1,497,979</u>	<u>1,655,120</u>
<b>Total Current Liabilities</b>		<u><b>1,497,979</b></u>	<u><b>1,655,120</b></u>
<b>Equity</b>			
<b>Capital and Reserves Attributable to Equity Holders of the Company</b>			
Share capital		480,000	480,000
Retained earnings		<u>4,963,136</u>	<u>4,260,526</u>
<b>Total Equity</b>		<u><b>5,443,136</b></u>	<u><b>4,740,526</b></u>
<b>Total Liabilities and Equity</b>		<u><b>6,941,115</b></u>	<u><b>6,395,646</b></u>

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

These financial statements on pages 10 to 22 were approved by the Board of Directors and authorised for issue and signed on its behalf by:



D Cruise  
Director

11 July 2025

Company registered number: 129332

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED**  
**STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME**  
**FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

	Note	2025 USD	2024 USD
Revenue	3	12,773,881	12,998,608
Administrative expenses		<u>(11,819,837)</u>	<u>(12,015,683)</u>
<b>Operating profit</b>		<b>954,044</b>	<b>982,925</b>
<b>Other expenses</b>	5	<u>(17,231)</u>	<u>(104,049)</u>
<b>Profit before income tax</b>		<u><b>936,813</b></u>	<u><b>878,876</b></u>
Income tax	6	(234,203)	(219,719)
<b>Profit after income tax</b>		<u><b>702,610</b></u>	<u><b>659,157</b></u>
Other Comprehensive Income for the year		-	-
<b>Total comprehensive income for the year</b>		<u><b>702,610</b></u>	<u><b>659,157</b></u>

All the Company's operations are classified as continuing.

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED**  
**STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY**  
**FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

	Note	Share Capital USD	Retained Earnings USD	Total USD
<b>Balance at 1 April 2023</b>		<b>480,000</b>	<b>10,351,369</b>	<b>10,831,369</b>
Total comprehensive income for the year		-	659,157	659,157
Dividend paid		-	(6,750,000)	(6,750,000)
<b>Balance at 31 March 2024</b>		<b>480,000</b>	<b>4,260,526</b>	<b>4,740,526</b>
Total comprehensive income for the year		-	702,610	702,610
<b>Balance at 31 March 2025</b>		<b>480,000</b>	<b>4,963,136</b>	<b>5,443,136</b>

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED**  
**CASH FLOW STATEMENT**  
**FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

	Note	2025 USD	2024 USD
<b>Cash Flows from Operating Activities</b>			
<b>Profit after tax</b>		<b>702,610</b>	<b>659,157</b>
<b>Adjustments for:</b>			
Net foreign exchange loss	5	16,998	98,264
Tax charge	6	234,203	219,719
Interest expense	5	233	5,785
<b>Operational cash flows before movements in working capital</b>		<b>954,044</b>	<b>982,925</b>
<b>Changes in operating assets and liabilities</b>			
Decrease in receivables		187,269	58,583
(Decrease)/ increase in payables		(171,626)	9,320
Net amounts paid to affiliate – group tax relief		(219,719)	(27,715)
Interest paid		(233)	(1,179)
<b>Net Cash Generated from Operating Activities</b>		<b>749,735</b>	<b>1,021,934</b>
<b>Financing Activities</b>			
Dividend paid to equity holders		-	(6,750,000)
<b>Net Cash from Financing Activities</b>		<b>-</b>	<b>(6,750,000)</b>
<b>Net increase/ (decrease) in Cash and Cash Equivalents</b>		<b>749,735</b>	<b>(5,728,066)</b>
Cash and cash equivalents, beginning of the year		4,561,628	10,387,958
Effect of exchange rate fluctuations on cash held		(16,998)	(98,264)
<b>Cash and Cash Equivalents, End of the Year</b>		<b>5,294,365</b>	<b>4,561,628</b>

The annexed notes from 1 to 11 form an integral part of these financial statements.

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED  
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS  
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

**Note 1 – General Information**

Nikko AM Global Cayman Limited (“the Company”) is incorporated and domiciled in the Cayman Islands. The address of the registered office is PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, Grand Cayman, Cayman Islands. The principal activities of the Company during the year were the provision of investment advice and investment management services to third parties and other group members. These financial statements have been prepared to ensure continued compliance by the Company with the requirements of Chapter 3 of the Overseas Companies Regulations.

**Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles**

The principal accounting policies adopted are set out below.

**Basis of preparation**

The Company’s financial statements have been prepared in accordance with UK-adopted international accounting standards (UK-adopted IFRS). The accounting policies set out below have been applied consistently to all periods presented in these financial statements.

The directors have adopted the going concern basis of preparation in preparing these financial statements for the following reasons: the Company is profitable; the Company has a strong and highly liquid balance sheet including cash reserves of \$5,294,366 as at 31 March 2025 which is adequate to cover the relatively low-cost base (after excluding sub-advisory fees which are covered by revenues). The directors have prepared profit forecasts which, together with the liquid reserves and low-cost base, indicate that the Company has sufficient reserves to meet their liabilities for at least 12 months from the date of preparing these financial statements.

Based on the above, the directors have a reasonable expectation that the Company has adequate resources to continue its operations for at least 12 months from the date of these financial statements, therefore, they continue to adopt the going concern basis in preparing these accounts.

**New accounting standards**

The directors do not consider that any new accounting standards had a material impact on the Company in the current year.

Following a review of the upcoming accounting standards, the directors have assessed the anticipated impact on the financial statements and concluded this to be minimal.

**Measurement convention**

The financial statements have been prepared under the historical cost convention.

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED  
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS  
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

**Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles (continued)**

**Estimates and assumptions**

The preparation of financial statements requires the directors to make estimates and assumptions that affect the amounts reported for assets and liabilities as at the balance sheet date and the amounts reported for revenues and expenses during the year. The nature of estimation means that actual outcomes could differ from those estimates. The assumptions and estimates, which are continuously reviewed, are based on past experience and other factors, including expectations regarding likely developments in the future. At 31 March 2025 and 2024 there were no material estimates or assumptions.

**Revenues**

Operating revenues include investment management, investment advisory and performance fees. Operating revenues are measured at the fair value of the consideration received or receivable for services provided in the normal course of business, net of discounts, trail fees, VAT and other sales related taxes.

Investment management and advisory fees and associated charges are recognised over time when the services concerned are rendered. Investment management and advisory fees are calculated as a percentage of assets under management. Performance fees are recognised at a point in time when they crystallise in the period in which they become due and collectable.

**Administrative expenses**

Administrative expenses are accounted for over the period the related service is provided.

**Current and deferred income tax**

Tax on the profit or loss for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the statement of comprehensive income except to the extent that it relates to items recognised directly in equity, in which case it is recognised in equity.

Current tax is the expected tax payable or receivable on the taxable income or loss for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the balance sheet date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

The Company may utilise current tax credits arising on losses in other Group entities against its tax charges.

Deferred tax is the tax expected to be payable or recoverable on differences between the carrying amounts of assets and liabilities in the statement of financial position and the corresponding tax bases used in the computation of taxable profit. Deferred tax is accounted for using the statement of financial position liability method. Deferred tax liabilities are generally recognised for all taxable temporary differences and deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that taxable profits will be available against which deductible temporary differences can be utilised.

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED**  
**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**  
**FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

**Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles (continued)**

**Foreign currencies**

The functional and presentational currency of the Company is US dollars (\$).

Transactions in currencies other than US dollars are recorded at the rates of exchange prevailing on the dates of the transactions. At each balance sheet date monetary assets that are denominated in foreign currencies are retranslated at the rates prevailing on the balance sheet date. Non-monetary assets and liabilities carried at fair value that are denominated in foreign currencies are translated at the rates prevailing at the date when fair value was determined. Gains and losses arising on retranslation are included in net profit or loss for the period, except for exchange differences arising on non-monetary assets and liabilities where the changes in fair value are recognised directly in equity.

**Financial instruments**

The Company's financial instruments comprise cash and cash equivalents, trade and other receivables, and trade and other payables. These are classified and measured in accordance with IFRS 9 Financial Instruments.

**(i) Cash and cash equivalents**

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and in hand. Instruments are held to meet short-term cash commitments and are subject to an insignificant risk of changes in value. Cash earns interest at market rates dependent on the size of the balance. Finance income is accrued on cash and cash equivalents on a time basis, by reference to the principal outstanding and at the applicable interest rate.

**(ii) Trade and other receivables**

Trade and other receivables include amounts due for management, advisory and performance fees and amounts due from customers and others. All trade and other receivables are repayable on demand or within one year. They are recorded in the statement of financial position at amortised cost, reduced by appropriate allowances for estimated irrecoverable amounts. Amounts owed by group undertakings are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

**(iii) Trade and other payables**

Trade and other payables include amounts due for investment management, advisory fees and performance fees and amounts due to vendors and others, initially and subsequently recorded at amortised cost. All trade and other payables are classified according to the substance of the contractual arrangement entered into. They are payable on demand or within one year and are recorded on the statement of financial position at cost. Amounts owed to group undertakings are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

**(iv) Impairment of financial assets**

The Company evaluates potential credit losses on all financial assets that are measured at amortised cost. Factors considered in determining whether a default is likely or possible include whether a payment is overdue (and the length of that period), any known deterioration in the credit quality of a client/ counterparty or other issues that could adversely affect a client's/ counterparty's credit quality.

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED  
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS  
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

**Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles (continued)**

***(iv) Impairment of financial assets (continued)***

For financial assets where there are no known issues affecting credit quality, expected credit losses are calculated based on the losses that are expected to be incurred over a rolling twelve-month period. Given the nature of the Company's financial assets (i.e. mostly cash at bank), the directors consider there to be a very low credit risk.

For any financial assets where the contractual payment is more than 30 days past due, the default position is to assume an increase in credit risk. However, default levels in the past have been immaterial and there were no fee receivables deemed past due as at 31 March 2025.

**Note 3 – Revenue from Contracts with Customers**

All revenue relates to the provision of investment advice and investment management services and arises in the Cayman Islands.

	<b>2025 USD</b>	<b>2024 USD</b>
Investment management and advisory fees	12,666,479	12,773,098
Performance fees	107,402	225,510
<b>Total</b>	<b>12,773,881</b>	<b>12,998,608</b>

**Note 4 – Auditor's Remuneration**

	<b>2025 USD</b>	<b>2024 USD</b>
Fees payable to Company's Auditor for the audit of the company financial statements	45,772	44,961
<b>Total</b>	<b>45,772</b>	<b>44,961</b>

**Note 5 – Other Expenses**

	<b>2025 USD</b>	<b>2024 USD</b>
Net foreign exchange loss	16,998	98,264
Interest Expense	233	5,785
<b>Total</b>	<b>17,231</b>	<b>104,049</b>

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED**  
**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**  
**FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

**Note 6 – Taxation**

Taxes on income for the year ended 31 March 2025 and 2024 were as follows:

	<u>2025</u>	<u>2024</u>
	USD	USD
<b>Current Tax</b>		
UK corporation tax at 25% (2024: 25%)	(234,203)	(219,719)
<b>Total Current Income Tax Expense</b>	<u>(234,203)</u>	<u>(219,719)</u>
<b>Total Income Tax Expense</b>	<u>(234,203)</u>	<u>(219,719)</u>

A reconciliation between the amount of tax expense at the effective statutory rate and taxes on income as reflected in continuing operations for the years ended 31 March 2025 and 2024 is presented below:

<b>Tax Reconciliation</b>		
Profit before taxes	936,813	878,876
Profit multiplied by the standard rate of corporation tax in the UK: 25% (2024: 25%)	(234,203)	(219,719)
<b>Total Income Tax Expense</b>	<u>(234,203)</u>	<u>(219,719)</u>
<b>Effective tax rate for the year</b>	<b>25.0%</b>	<b>25.0%</b>

The Company uses current tax credit from other entities in the Nikko Group to offset the Company's current tax expense.

The amount due to affiliates in relation to group tax relief is included as a payable in the statement of financial position, note 8.

**Note 7 – Debtors**

	<u>2025</u>	<u>2024</u>
	USD	USD
Accounts receivable	1,560,608	1,710,268
Amounts receivable from affiliates	-	52,370
Accrued income and prepaid expense	86,141	71,380
<b>Total</b>	<u>1,646,749</u>	<u>1,834,018</u>

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED**  
**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**  
**FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

**Note 8 – Creditors**

	<b>2025</b>	<b>2024</b>
	<b>USD</b>	<b>USD</b>
Accrued expenses and deferred income	221,928	214,067
Accounts payable	202,510	230,168
Amounts payable to affiliates	839,338	991,166
Amounts payable to affiliates – group tax relief	234,203	219,719
<b>Total</b>	<b>1,497,979</b>	<b>1,655,120</b>

**Note 9 – Financial Risk Factors**

The main risks associated with the Company's financial assets and liabilities are set out below:

**Credit risk**

Credit risk is defined as the risk of financial loss due to a counterparty's failure to honour its obligation principally in relation to transactions where the Company provides goods or services on deferred terms and where it invests or deposits surplus cash. The directors do not believe that the Company is materially exposed to credit risk as its sales debtors are managed group funds and therefore management and performance fees receivable are governed by its agreements with these funds. To mitigate any residual risk of these assets failing to be delivered, the directors ensure that the terms of these agreements in relation to payments of management and performance fees are adhered to by monitoring the Company's aged debtor analysis against the agreed service level agreements.

The Company adopts the policy of dealing with customers of appropriate credit history. For other financial assets, the Company adopts the policy of dealing with financial institutions and other counterparties with high credit ratings. There are no financial assets past due and/ or impaired as at 31 March 2025 and 2024. Trade receivables are due at least quarterly, and are normally settled within 30 days of their due date. There are no overdue trade receivables at the balance sheet date.

Further, with regard to bank deposits, the Company only deposits money with approved counterparties on agreed terms.

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED**  
**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**  
**FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

**Note 9 – Financial Risk Factors (continued)**

**Market risk**

Market risk (or systemic risk) is defined as that risk which is common to an entire class of assets or liabilities whereby their value can fluctuate simply because of economic changes or other events that impact large portions of the market. The directors do not believe that the Company is exposed to material market risk as the assets the Company manages are held by and for the benefit of fund holders through separate legal entities.

**Currency risk**

Currency risk is defined as the risk that the value of assets and liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company will change in value due to movements in foreign exchange rates. The Company is exposed to currency risk arising from cash balances and fees receivable in various currencies.

The Company's total exposure to currency risk arising from cash balances, payables and fees receivable in other currencies is \$432,578 (2024: \$700,040). As at 31 March 2025, had these currencies strengthened/ weakened by 10% against the USD, the total exposure would have been lower by \$43k (2024: \$64k)/ increased by \$43k (2024: \$78k).

**Liquidity risk and financial solvency risk**

Liquidity risk is defined as the risk that the Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The directors approach to managing this risk is to ensure that the Company has sufficient liquidity to meet its liabilities when due, both under normal and stressed conditions.

**Capital management**

The Company's capital position is monitored on an ongoing basis to ensure that it is adequate. There are no externally imposed capital requirements.

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED**  
**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**  
**FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

**Note 10 – Related Party Transactions**

Transactions between the Company and related parties are disclosed below:

Year ended 31 March 2025	Operating Expenses (a)	Creditor as at 31 March 2025 (b)	Debtors as at 31 March 2025 (c)
	USD	USD	USD
Nikko AM Americas, Inc.	793,638	59,016	-
Nikko AM Europe Ltd.	5,075,949	489,301	-
Nikko AM Co., Ltd.	2,302,911	241,397	-
Nikko AM Asia Ltd.	624,356	49,624	-
Nikko AM Hong Kong	11,448	-	-
Highwater Limited	105,235	-	-
<b>Total</b>	<b>8,913,537</b>	<b>839,338</b>	<b>-</b>

Year ended 31 March 2024	Operating Expenses (a)	Creditor as at 31 March 2024 (b)	Debtors as at 31 March 2024 (c)
	USD	USD	USD
Nikko AM Americas, Inc.	1,086,979	84,395	-
Nikko AM Europe Ltd.	4,907,366	409,093	-
Nikko AM Co., Ltd.	2,308,193	439,668	-
Nikko AM Asia Ltd.	705,026	56,062	52,370
Nikko AM Hong Kong	26,078	1,948	-
Highwater Limited	107,407	-	-
<b>Total</b>	<b>9,141,049</b>	<b>991,166</b>	<b>52,370</b>

- (a) Operating expenses paid to related parties (excluding Highwater Limited) are payable under investment management agreements, or equivalent, and are for fund management services. Operating expenses paid to Highwater Limited relate to director, company secretarial and other services provided by Highwater Limited to the Company.
- (b) The amounts outstanding, in the above table relate to operating expenses, are unsecured and will be settled in cash. No guarantees have been given or received. No provisions have been made for doubtful debts in respect of the amounts owed by related parties.
- (c) The amounts owed are unsecured and will be settled in cash. No guarantees have been given or received.
- (d) Amounts payable to Nikko Asset Management Europe Ltd relating to group tax relief are not included in the amounts outstanding in the above table but are included in the statement of financial position, note 8.

The directors are the key management personnel of the Company. Remuneration of directors for the year ended 31 March 2025 was \$79,835 (2024: \$79,609).

Nikko Asset Management Co., Ltd is the intermediate parent company of the Company. Nikko Asset Management Americas, Inc., Nikko Asset Management Europe Ltd., Nikko Asset Management Asia Ltd and Nikko Asset Management Hong Kong are fellow subsidiaries of the Company. Highwater Limited is controlled by individuals who are Directors of Nikko AM Global Cayman Limited.

**NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LIMITED  
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS  
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2025**

**Note 11 – Ultimate Holding Company**

The Company's immediate parent is Nikko AM Global Holdings Limited, a company located in the United Kingdom. The Company is a subsidiary undertaking of Sumitomo Mitsui Trust Group, Inc which is the ultimate parent company in Japan.

The largest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust Group, Inc., 1-1-2 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan. The consolidated financial statements of this group are available to the public <https://www.smtg.jp/en/>.

(2)【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「5 管理会社の経理の概況 (1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

## 別紙A

## 定義

文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

「円」および「JPY」	日本の法定通貨をいいます。
「円クラス受益証券」	円クラス受益証券として指定された、円建てのファンドの受益証券のクラスをいいます。
「買戻通知書」	管理会社または管理事務代行会社（もしくはその受任者）が承諾する様式にて提出される買戻請求の通知をいいます。
「買戻日」	各評価日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「クラス」	適格投資家に対してのみ募集が行われるファンドに関して、管理会社が受託会社の同意を得た上で設定した受益証券のクラスをいいます。
「計算期間」	初回の計算期間についてはファンドの運用開始日およびその後の計算期間については直前の決算日の翌暦日（場合に応じて）に開始し、決算日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
「継続募集期間初日」	2017年2月22日をいいます。
「決算日」	各年2月の最終暦日またはファンドに関して管理会社が受託会社との協議の上で随時に決定することのできる各年におけるその他の日をいいます。
「受益者」	当該時点における登録された受益証券の保有者をいいます。
「受益者決議」	受益証券1口当たり純資産価格の合計がファンド全体の純資産価格の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議またはマスター信託証券の規定に従って開催された受益者集会において可決された決議をいいます。
「受益証券1口当たり純資産価格」	ファンドの純資産価格を評価日現在発行済の受益証券口数で除した価格をいいます。
「純資産価格」	有価証券届出書「第二部 第2 3 (1)資産の評価」の「純資産価格の計算」の記載に従い、ファンドの総資産の価格から、マスター信託証券の規定に従い計算される総負債を差し引いた価格をいいます。ファンドの純資産価格は、米ドルで計算されます。
「純資産価格計算」	各評価日における純資産価格は、同日中に計算および公表されるものとします。米ドルクラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は、小数点以下第二位に四捨五入されるものとします。円クラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は、整数に四捨五入されるものとします。 受益証券1口当たり純資産価格は、日本において関連する取引日の翌日に入手可能となることが予定されています。

「適格投資家」	以下の( )から( )に該当しない者、法人または主体をいいます。 ( )米国投資家(以下に定義します。)、( )ケイマン諸島に居住するまたは住所を置く者または主体(慈善信託もしくは団体またはケイマン諸島の特例会社もしくは非居住会社を除きます。)、( )適用法に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者および( )上記( )から( )に規定される者、法人もしくは主体の保管者、名義人もしくは受託者、または管理会社が受託会社の承認を得た上で随時に決定するその他の者、法人もしくは主体。
「取引日」	各評価日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「内国歳入法」	1986年米国内国歳入法(その後の改正を含みます。)をいいます。
「評価時点」	当該評価日に金融商品の公開取引を行うニューヨーク金融市場において「通常取引」を終了する、ニューヨーク市における時刻またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日のその他の時刻をいいます。 クラスの額面通貨建てでない資産は、WM/ロイターの午後4時のレートに基づく評価時点において換金されるものとします。
「評価日」	各営業日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「ファンド決議」	該当する発行済受益証券口数の過半数の保有者が書面により承認した決議、またはマスター信託証書の規定に従い開催されたかかるファンドの受益者集会において可決された決議をいいます。
「フィッチ」	フィッチ・レーティングス・インクをいいます。
「分配期間」	初回の分配期間については継続募集期間初日およびその後の分配期間については直前の分配基準日の翌日に開始し、分配基準日(同日を含みます。)に終了する期間をいいます。
「分配基準日」	当該分配日の直前の営業日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「分配支払日」	分配日の後5営業日目の日またはファンドに関して管理会社が決定することのできる各月におけるその他の日をいいます。
「分配日」	各月の15日目の日(かかる日が営業日でない場合は、その翌営業日とします。)またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできる各月におけるその他の日をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。
「米国投資家」	( )内国歳入法に定義された「米国人」、( )1933年証券法のレギュレーションSに定義された「米国人」または( )米国商品取引法のルール4.7に定義された「非米国人」ではない者、法人または主体をいいます。
「米ドル」および「USD」	米国の法定通貨をいいます。

「米ドルクラス受益証券」	米ドルクラス受益証券として指定された、米ドル建てのファンドの受益証券のクラスをいいます。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクをいいます。
「申込書」	管理会社または管理事務代行会社(もしくはそれぞれの受任者)から入手可能な受益証券の申込書をいいます。
「GAAP」	米国で一般に公正妥当と認められた会計原則をいいます。
「S & P」	スタンダード&プアーズ・フィナンシャル・サービスズ・エル・エル・シーをいいます。